

昭和三十四年政令第百八十四号

国民年金法施行令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）第三条第一項、第三十六条、第四十一条第一項及び第六十五条第五項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基き、この各令と合せることとする事務

第一条 国民年金法（以下「法」）

組合にあつては、それぞれ當該連合会又は日本私立学校振興・共済事業団に行わせる。
一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十八条の二十二に規定する各号の厚生年金被保険者期間のうち同条に規定する一の期間（同法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間（以下この号において「第二号厚生年金被保険者期間」という。）、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（以下この号において「第三号厚生年金被保険者期間」という。）又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間に限る。）のみを有する者（第二号厚生年金被保険者期間又は第三号厚生年金被保険者期間のみを有する者にあつては、第二号厚生年金被保険者期間又は第三号厚生年金被保険者期間のうちに一の法第三条第二項に規定する共済組合（以下単に「共済組合」という。）であつた期間のみを有する者（国家公務員共済組合連合会又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合の組合員であつた期間のみを有する者を含む。）に限る。）その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者に係る老齢基礎年金（法附則第九条の二第三項の規定により支給するものを除く。）を受ける権利の裁定の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務は、同項に規定する共済組合（國家公務員共済組合連合会又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合）に委託する。

等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号）第二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による当該障害基礎年金の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務

第一号は第一項に規定する者の死亡に係る遺族基礎年金を受ける権利の喪失に係る事項
第十五号は第一項に規定する者の死後に係る遺族基礎年金を受ける権利の喪失に係る事項
第五十五条第一項に規定する被扶養の支給の支給の停止に係る事項
第五十六条第一項に規定する被扶養の支給の支給の停止に係る事項

四三 第一号に規定する者の死亡に係る遺族基礎年金を受ける権利の裁定の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務
五 第十五条第一項の規定により同項に規定する共済払いの基礎年金の支払に関する事務を行わせる場合にあつては、法第五百条第三項及び第四項に規定する届出等（第十五条第一項に規定する共済払いの基礎年金の受給権者に係るものに限る。）の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務
五 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第四条の二の十四第一項の規定により厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関（厚生労働大臣を除く。）が受理及び事実についての審査に関する事務を行うものとされた同令第四条の二の十四第一項に規定する申請等に併せて行われる法及び法に基づく又は法を実施するための命令（これらの法令の改正の際の経過措置を含む。）の規定による申請、請求、申請等に係る事実についての審査に関する事務
厚生労働大臣は、前項第一号、第二号又は第五号に規定する厚生労働省令を定めるときは、共済組合（国家公務員共済組合連合会及び全国市町村職員共済組合連合会を組織するものを除く。）、

（市町村が処理する事務）

第一条の二 法第三条第三項の規定により、次に掲げる事務は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、市町村長に関する規定として市町村長に適用があるものとする。

一 法附則第五条第一項、第二項及び第四項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。）附則第十一條第一項、第二項及び第五項並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百四号。以下「平成十六年改正法」という。）附則第二十二条第一項、第二項及び第五項に規定する申出の受理及びその申出（法附則第五条

第二項 平成六年改正法則第十一条第一項及び平成十六年改正法則第十三条第一項に規定する申出を除く)に係る事実についての審査に関する事務

三 法第十六条に規定する給付を受ける権利の裁定（次に掲げる給付を受ける権利の裁定に限る。）の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務
イ 去第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者（去付則第五条第一項の規定による被保険者、平成六年改正去付則第十二条第一項の規定による被保険者、平成十六年改正去付則第二十

第一項の規定による被保険者及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年改正法)と/or、第一号被保険者期間による改正前の法(以下「旧法」といふ。)との規定による改正前と後を除く。)に規定する離婚時みなし被保険者期間を有する者を除く。)に規定する離婚時みなし被保険者期間を有する者を除く。

ハ 第一号被保険者であつた間に初診日がある傷病又は法第三十条第一項第二号に規定する者であつた間に初診日がある傷病(当該初診日が昭和六十一年四月一日以後にあるものに限る。)によつて

ハ
第一号被保険者であつた間に初診日がある傷病（当該初診日が昭和六十一年四月一日以後にあるものに限る。）による障害に係る障害基礎年金（法第三十一条第一項の規定によるものを除く。）、経過措置令第二十九条第三項又は第三十二条の規定の適用を受けることにより支給される障害基礎年金（法第三十一条第一項の規定によるものを除く。）、法第三十条の四の規定による障害基礎年金及び法第三十一条第一項の規定による障害基礎年金（当該障害基礎年金と同一の支給事由に基づく厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは平成二十四年一元化法改正前共済年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付（以下「平成二十四年一元化法改正前国共済年金」という。）、平成二十四年一元化法改正前地共済年金（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付をいう。以下同じ。）及び平成二十四年一元化法改正前私学共済年

- 金（平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。以下同じ。）のうち障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項若しくは第六十五条第一項の規定による障害共済年金の受給権を有することとなる者又は経過措置政令第四十三条に規定する障害年金の受給権者に係るもの（以下「本へ死亡一時金」という。）を除く。）
- 二 第一号被保険者の死亡により法第三十七条の規定による遺族基礎年金の受給権を有することとなる者に係る遺族基礎年金（当該遺族基礎年金と同一の支給事由に基づく厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項若しくは第六十五条第一項の規定による遺族共済年金の受給権を有することとなる者に係るもの）を除く。）
- 三 平成二十四年一元化法附則第九十四条第二項の規定により支給する特別一時金。
- 四 法第十九条第一項に規定する請求（次に掲げる年金たる給付に係るものに限る。）の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務
- イ 第一号被保険者若しくは法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者（以下「第三号被保険者」という。）であつた間に初診日がある傷病又は法第三十条第一項第二号に規定する者であつた間に初診日がある傷病（当該初診日が昭和六十一年四月一日以後にあるものに限る。）による障害に係る障害基礎年金（法第三十一条第一項の規定によるものを除く。）、経過措置政令第二十九条第三項又は第三十一条の規定の適用を受けることにより支給される障害基礎年金（法第三十一条第一項の規定によるものを除く。）、法第三十条の四の規定による障害基礎年金及び法第三十一条第一項の規定による障害基礎年金（当該障害基礎年金と同一の支給事由に基づく厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項若しくは第六十五条第一項の規定による障害共済年金の受給権を有することとなる者又は経過措置政令第四十三条に規定する障害年金の受給権者に係るもの）を除く。）
- ハ 遺族基礎年金（当該遺族基礎年金と同一の支給事由に基づく厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項若しくは第六十五条第一項の規定による遺族共済年金の受給権を有することとなる者に係るもの）を除く。）
- ハ 寡婦年金
- 五 法第二十条第二項（昭和六十年改正法附則第十一条第四項において準用する場合を含む。）、第四十一条の二並びに第四十二条第一項及び第二項に規定する申請（前号イからハまでに掲げる年金たる給付の受給権者に係るものに限る。）の受理に関する事務
- 六 第四号イに規定する障害基礎年金の額の改定の請求の受理に関する事務
- 七 法第八十七条の二第一項及び第三項に規定する申出の受理及びその申出に係る事実についての審査に関する事務
- 八 法第八十九条第二項に規定する申出の受理及びその申出に係る事実についての審査に関する事務
- 九 法第九十条第一項及び第三項（法第九十条の二第四項、平成十六年改正法附則第十九条第三項及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号。以下「平成二十六年改正法」という。）附則第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第九十条の二第一項から第三項まで並びに第九十条の三第一項、平成十六年改正法附則第十九条第一項及び第二項並びに平成二十六年改正法附則第十四条第一項に規定する申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務
- 十 法第五十条第一項、第三項及び第四項に規定する届出等（同条第三項及び第四項に規定する届出等については、第四号イからハまでに掲げる年金たる給付の受給権者に係るものに限る。）の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務
- 十一 旧法第十六条及び第八十三条に規定する裁定の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務
- 十二 旧法による障害年金の額の改定の請求の受理に関する事務
- （管轄）
- 第三条 法及び第一条の二の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）が処理することとされている事務は、第一号被保険者若しくは第一号被保険者であつた者の住所地（日本国内に住所がない第一号被保険者又は第一号被保険者であつた者にあっては、厚生労働大臣が定める地）又は受給権者の住所地（日本国内に住所がないときは、受給権者の日本国内における最後の住所地）の市町村長が行うものとする。
- 2 第一条第一項第二号に掲げる事務は、受給権者が同号に規定する障害基礎年金の支給事由となつた障害（法第三十一条第一項の規定による障害基礎年金については、後の障害とする。以下この項目において同じ。）に係る初診日（昭和六十一年四月一日前に発した傷病による障害にあっては、当該傷病が発した日）に組合員であつた場合にあってはその属する共済組合（受給権者がその日に国家公務員共済組合連合会又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合の組合員であつた場合にあっては、それぞれ当該連合会）が行うものとし、私学教職員共済制度の加入者であつた場合にあっては日本私立学校振興・共済事業団が行うものとする。
- （法第七条第一項第一号の政令で定める老齢又は退職を支給事由とする給付）
- 第三条 法第七条第一項第一号に規定する老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。
- 一 厚生年金保険法による老齢厚生年金及び昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）による老齢年金
- 二 昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「旧船員保険法」という。）による老齢年金
- 三 平成二十四年一元化法改正前国共済年金のうち退職共済年金（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第一百一十九号）第十条第二項の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。）並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第一百五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第一百二十八号。以下「旧国家公務員等共済組合法」という。）及び昭和六十年国家公務員共済改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の长期給付に関する施行法（以下「旧国の施行法」という。）による退職年金（旧国家公務員等共済組合法第七十七条第二項の規定によりその全額につき支給を停止されているものを除く。）及び減額退職年金

三の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金

四 平成二十四年元化法改正前地共済年金のうち退職共済年金（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律五百五十三号）第十七条の規定によりその全額につき支給を停止しているものを除く。）並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八百八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号。第一章を除く。以下「旧地方公務員等共済組合法」という。）及び昭和六十年地方公務員共済改正法第二条の規定による改正前的地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「旧地方の施行法」という。）による退職年金（旧地方公務員等共済組合法第七十九条第二項の規定によりその全額につき支給を停止しているものを除く。）及び減額退職年金

四の二 平成二十四年一元化法附則第六十五条规定による退職共済年金
五 平成二十四年一元化法改正前私学共済年金のうち退職共済年金（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十号）附則第十五項の規定によりその全額につき支給と算入されて、るるうど余へ。）並びに私立学校教職員共済組合（昭和六十年法律第二百六号）第二条の規定による教育専門の私立学校教職員を含む（昭和二十一年法律第二百四十九号）

（支給を停止しているのを除く）並てに和洋校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和十一年法律第二百六号）第十二条の規定による改正前の和洋校教職員共済組合法（昭和十一年法律第二百四十五号）による退職年金（旧私立学校教職員共済組合法第二十五条第一項において準用する旧国家公務員等共済組合法第七十七条第二項の規定によりその全額につき支給を停止しているのを除く。）及び減額退職年金

六 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第二百一号。以下「平成十三年統合法附則第十六年統合法」という。）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。第六条の五第一項第二号において同じ。）のうち退職共済年金並びに移行農林年金（平成十三年統合法附則第十六年統合法第二項第一号に規定するもの。）の多子手当三倍とする。

第六項に規定する移行農林年金をいう。第四条の八第二項第七号及び第六条の五第一項第八号において同じ。)のうち退職年金(旧制度農林共済法(平成十三年総合法附則第一条第一項第五号)に規定する旧制度農林共済法をいう。第六条の五第二項第八号において同じ。)第三十六条第一項のただし書の規定によりその全額につき支給を停止しているものを除く。)及び減額退職年金七 恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。)による給付であつて退職を支給事由とするもの

八 地方公務員の退職年金に関する条例による年金たる給付であつて退職を支給事由とするもの（年齢を理由としてその全額につき支給を停止されているものを除く。）
九 執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）による改正前の執行官法（昭和四十二年法律第百十一号。以下「旧執行官法」という。）附則第十三条の規定による年金たる給付で

あつて退職を支給事由とするもの（年齢を理由としてその全額につき支給を停止されているものを除く）
十　国會議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号。以下この号、第四条の八第一項第六号及び第六条の五第一項第十一号において「互助年金廃止法」という。）附則第七条第一項の
普通退職年金（互助年金廃止法附則第七条第一項の規定によりその例によることとされる互助年金廃止法による廃止前の国會議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）第十五条第一項の規定

定によりその支給を停止しているものを除く。) 及び旧国会議員互助年金法(互助年金廃止法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる互助年金廃止法による廃止前の国会議員互助年金法をいう。以下この号、第四条の八第一項第六号及び第六条の五第一項第十一号において同じ。) 第九条第一項の普通退職年金(旧国会議員互助年金法第十五条第一項の規定に

よりその支給を停止しているものを除く。)
十一 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号。以下この号及び第六条の五第一項第十一号において「平成二十三年地共済改正法」という。）附則第二十三条
第一項第三号に規定する存続共済会（第四条の八第一項第七号及び第六条の五第一項第十二号において「存続共済会」という。）が支給する平成二十三年地共済改正法付則第二条の日銀勘定手金

（同条の規定によりなお従前の例によることとされる平成二十三年地共済改正法による改正前的地方公務員等共済組合法第百六十四条第一項の規定によりその支給を停止されているものを除く。）及び平成二十三年地共済改正法附則第十二条第一項の特例退職年金（同条第二項の規定によりその例によることとされる平成二十三年地共済改正法附則第二条の規定によりなお従前の例による

（被扶養配偶者の認定）
（）ととされる平成二十三年地共済改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十四条第一項の規定によりその支給を停止されているものを除く。）

（被扶養配偶者でなくなったことの届出に関する技術的説替え）
第四条 治管第十一号第二項に規定する三として第一号被扶養者の收入に依る生活を維持するとの認定は、例厚生省令（昭和二十一年治管第十一号）国家公務員共済組合法（昭和二十三年治管第百一十八号）地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法における被扶養者の認定の取扱いを勘案して日本年金機構（以下「機構」という。）が行う。

第四条の二 法第十二条の二第二項の規定により法第十二条第六項から第九項までの規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六項	前項	次条第一項
第三号被保険者		第三号被保険者であつた者
使用する		使用し、又は使用していいた

組合員又は加入者とする
組合員若しくは加入者とし、又は組合員若しくは加入者としていた
使用し、又は使用していた

	第九項
使用する	第五項
使用し、又は使用していた	次条第一項

第四条の二の二 法第十六条の二第一項に規定する調整期間の開始年度は、平成十七年度とする。
(端数処理)

第三条第四項の三
年金たる給付の額を計算する過程において、五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げることができる。

(未支給の年金を受けるべき者の順位)
第四条の三の二 法第十九条第四項に規定する未支給の年金を受けるべき者の順位は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族の順序とする。

第四条の四 法第二十条第二項に規定する政令で定める規定は、次のとおりとする。

- 一 昭和六十年改正法附則第十一条第四項において準用する法第二十条第二項本文及び第三項（法第二十条第一項の政令で定める規定）
- 二 厚生年金保険法第三十八条第二項本文及び第三項（昭和六十年改正法附則第五十六条第三項において準用する場合を含む。）（法第二十条の二第四項の政令で定める法令の規定等）

第四条の四の二 法第二十条の二第四項に規定する政令で定める法令の規定は、次のとおりとする。

- 一 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）別表第一第一号及び第三号
- 二 厚生年金保険法第四十四条第一項ただし書

三 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十二条第一項第一号、第十二条、第十三条、第十三条の二第一項及び第四項、第十三条の三第一項及び第四項並びに第十三条の四第一項及び第四項

四 法第四十九条第一項ただし書及び第五十二条の二第一項ただし書

- 五 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第十三条の二第一項第一号ただし書、第二項第一号ただし書及び第三項

六 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第十三条第一項第一号、第十三条の二第一項及び第四項、第二十二条、第二十二条の二第一項及び第四項、第二十七条並びに第二十七条の二第一項及び第四項

七 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第二百三十四号）第三条第三項第二号ただし書及び第十七条第一号ただし書

- 八 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）附則第八条第一項及び第二項

九 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）附則第八条第一項及び第二項

十 恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）附則第十四条の二第一項

十一 昭和六十年改正法附則第七十三条第一項ただし書

十二 昭和六十年国家公務員共済改正法附則第二十条第二項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第二十一条第一項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第二項及び第五項並びに第三十条第二項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）

十三 平成十三年統合法附則第十六条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法（平成十三年統合法附則第二条第一項第三号に規定する場合を含む。）

十四 昭和六十年地方公務員共済改正法附則第二十条第二項、第二十一条第一項、第二項及び第五項並びに第三十一条第一項

十五 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第二百六十六号）第十六条ただし書

十六 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第三十八条第一号（同条第一号に係る部分に限る。）

十七 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第五条第一号（同条第一号に係る部分に限る。）

十八 厚生年金保険法施行令第三条の七第一号（同条第一号の二に係る部分に限る。）

十九 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）附則第三条第一項、第二項、第四項及び第五項

二十 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）附則第三条

二十一 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十二条の三の九第二項（同項第一号に係る部分（私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する場合を含む。）に限る。）

二十二 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十二条の六第二項（同項第一号に係る部分に限る。）

二十三 経過措置政令第二十八条第一号（同条第一号に係る部分に限る。）

二十四 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）第二十五条第一項、第二十五条の二第一項及び第四項並びに第三十一条の二第一項及び第四項

二十五 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）第二十五条第一項、第二十五条の二第一項及び第四項並びに第三十一条の二第一号に係る部分に限る。）

二十六 平成十九年十月以後における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する政令（平成十二年政令第三百四十一号）第三条第三項（同項第三号に係る部分に限る。）

二十七 平成十九年十月以後における旧私立学校教職員共済組合法の規定による年金等の額の改定に関する政令（平成十二年政令第三百四十一号）第三条第三項（同項第一号に係る部分に限る。）

二十八 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第十九条第一項第一号、第二項及び第三項

2 前項第四号に掲げる法令の規定について、法第二十条の二第四項の規定を適用する場合においては、同項中「停止されている」とあるのは「停止されていた」と、「停止されていない」とあるのは「停止されていなかった」とする。

(公的年金被保険者総数の算定方法)

第四条の四の三

法第二十七条の四第一項第一号に規定する公的年金被保険者総数は、次に掲げる数を合算した数を十二で除して得た数とする。

- 一 各年度の各月の末日における第一号被保険者（旧法による被保険者を除く。）の数の総数
- 二 各年度の各月の末日における厚生年金保険法の被保険者の数の総数
- 三 各年度の各月の末日における第三号被保険者の数の総数

(支給の繰下げ際に加算する額)

第四条の五 法第二十八条第四項（法附則第九条の三第四項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める額は、法第二十七条（法附則第九条の三第二項においてその例による場合を含む。）の規定（昭和六十年改正法附則第十七条の規定が適用される場合にあつては、同条第一項の規定）によつて計算した額に増額率（千分の七に当該年金の受給権を取得した日の属する月から当該年金の支給の繰下げの申出（法第二十八条第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。）をした日の属する月の前月までの月数（当該月数が百二十を超えるときは、百二十）を乗じて得た率をいう。次項において同じ。）を乗じて得た額とする。

2 法第四十六条第二項において準用する法第二十八条第四項に規定する政令で定める額は、法第四十四条の規定によつて計算した額に増額率を乗じて得た額とする。

第四条の六

法第三十条第二項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、別表に定めるとおりとする。

(障害基礎年金の加算額に係る生計維持の認定)

第四条の七 法第三十三条の二第一項に規定する障害基礎年金の受給権者によつて生計を維持している者は、当該障害基礎年金の受給権者と生計を同じくする者であつて厚生労働大臣の定める金額以上の収入を有すると認められる者以外のものその他これに準ずる者として厚生労働大臣が定める者とする。

2 法第三十三条の二第一項に規定する子が当該障害基礎年金の受給権者と生計を同じくする者であつて前項の厚生労働大臣の定める金額以上の収入を有すると認められる者以外のものその他これに準ずる者として同項の厚生労働大臣が定める者でなくなつたときは、同条第三項第二号に該当するものとする。

(法第三十六条の二第一項第一号の政令で定める年金たる給付)

第四条の八 法第三十六条の二第一項第一号に規定する年金たる給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 恩給法（他の法律において準用する場合を含む。）による年金たる給付
- 二 地方公務員の退職年金に関する条例による年金たる給付
- 三 厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付
- 四 旧執行官法附則第十三条の規定による年金たる給付
- 五 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付
- 六 互助年金廃止法附則第七条第一項の普通退職年金、互助年金廃止法附則第十二条第一項の公務傷病年金及び互助年金廃止法附則第十二条第一項の互助年金

二条第一項の互助年金

七 存続共済会が支給する年金たる給付

八 戰傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号。以下「遺族援護法」という。）による年金たる給付

九 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第二百六十一号）による留守家族手当（同法附則第四十五項に規定する手当を含む。）による年金たる給付

十 労働者災害補償保険法による年金たる保険給付（旧船員保険法による年金たる保険給付を除く。）

十一 船員保険法による年金たる保険給付（旧船員保険法による年金たる保険給付を除く。）

十二 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第二百九十一号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金たる補償

十三 地方公務員災害補償法及び同法に基づく条例の規定による年金たる補償

十四 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第二百四十三号）に基づく条例の規定による年金たる補償

2 昭和六十年改正法附則第二十五条の規定により支給される障害基礎年金については、前項の規定にかかわらず、法第三十六条の二第一項第一号に規定する年金たる給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 前項各号に掲げる年金たる給付

二 旧厚生年金保険法による年金たる保険給付

三 旧船員保険法による年金たる保険給付

四 旧国家公務員等共済組合法による年金たる給付

五 旧地方公務員等共済組合法及び旧地方の施行法による年金たる給付

六 移行農林年金
七 移行農林年金

五 前項第五号に規定する給付のうち、障害を支給事由とするもの	一 遺族援護法第二条第一項第二号に規定する軍属であつた者で、同法第三条第一項第二号に規定する在職期間内における公務による負傷又は疾患病による障害につき当該給付を受けるもの
六 前項第五号に規定する給付のうち、死亡を支給事由とするもの	二 遺族援護法第二条第三項第一号に規定する準軍属であつた者で、同法第四条第四項第二号の規定により公務によるものとみなされる負傷又は疾病による障害につき当該給付を受けるもの
七 前項第六号に規定する給付のうち、障害を支給事由とするもの	三 遺族援護法第二条第三項第六号に規定する準軍属であつた者で、公務による負傷又は疾病による障害につき当該給付を受けるもの
八 前項第六号に規定する給付のうち、死亡を支給事由とするもの	この表の第五項下欄第一号に規定する負傷又は疾病による障害につき当該給付を受ける者

(法第三十六条の三第一項の政令で定める額等)

第五条の四 法第二十六条の三第一項に規定する政令で定める額は、同項に規定する扶養親族等がないときは、三百七十万四千円とし、扶養親族等があるときは、三百七十万四千円に当該扶養親族等(所得税法(昭和四十年法律第三十三号))に規定する扶養親族(三十歳以上七十歳未満の者に限る。以下「特定年齢扶養親族」という。)にあつては、同法に規定する控除対象扶養親族(以下単に「控除対象扶養親族」という。)に限る。)一人につき三十八万円(当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者(七十歳以上の者に限る。以下同じ。)又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族又は控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限る。)をいう。以下同じ。)であるときは、当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。次項において同じ。)を加算した額とする。

2 法第三十六条の三第一項の規定による障害基礎年金の支給の停止は、同項に規定する所得が四百七十二万円(同項に規定する扶養親族等があるときは、四百七十二万円に当該扶養親族等(特定年齢扶養親族に限る。)一人につき三十八万円を加算した額とする。以下この項において同じ。)を超えない場合には障害基礎年金のうち二分の一(法第三十三条の二第一項の規定によりその額が加算された障害基礎年金にあつては、その額から同項の規定により加算する額を控除した額の二分の一)に相当する部分について、当該所得が四百七十二万円を超える場合には障害基礎年金の全部について、行うものとする。

(法第三十条の四の規定による障害基礎年金の支給を停止する場合の所得の範囲)

第六条 法第三十六条の三第一項に規定する所得は、前年の所得のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第四条第一項第一号に掲げる道府県民税(都が同法第一条第二項の規定によつて課する同法第四条第二項第一号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

(法第三十条の四の規定による障害基礎年金の支給を停止する場合の所得の額の計算方法)

第六条の二 法第三十六条の三第一項に規定する所得の額は、その年の四月一日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の道府県民税に係る地方税法第三十二条第一項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第八条第二項(外国居住者等所得相互免除法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第八条第四項(外国居住者等所得相互免除法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第三条の二の二第四項に規定する特例適用利子等の額及び同条第六項に規定する特例適用配当等の額の合計額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。

一 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第一号から第四号まで又は第十号の二に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

二 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第三十四条第一項第六号に規定する控除を受けた者についてはその控除の対象となつた障害者(法第三十条の四の規定による障害基礎年金(その全額につき支給を停止されているものを除く。)の受給権者を除く。)一人につき二十七万円(当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、四十万円)、同項第八号に規定する控除を受けた者については当該控除を受けた者につき二十七万円、同項第八号の二に規定する控除を受けた者については当該控除を受けた者につき三十五万円、同項第九号に規定する控除を受けた者については当該控除を受けた者につき二十七万円

三 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第六条第一項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額

(法第三十七条の二第一項の政令で定める財産)

第六条の三 法第三十六条の四第一項に規定する政令で定める財産は、主たる生業の維持に供する田畠、宅地、家屋又は厚生労働大臣が定めるその他財産とする。

(遺族基礎年金等の生計維持の認定)

第六条の四 法第三十七条の二第一項に規定する被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持していた配偶者又は子及び法第四十九条第一項に規定する夫の死亡の当時その者によつて生計を維持していた配偶者又は子及び夫の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者であつて厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたり有すると認められる者以外のものその他これに準ずる者として厚生労働大臣が定める者とする。

(運用職員の範囲)

第六条の四の二 法第七十七条の政令で定める職員は、次に掲げる者とする。

一 事務次官、厚生労働審議官、官房長、厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第十八条第一項に規定する総括審議官（厚生労働省令で定める者に限る。）、同条第十項に規定する

審議官（厚生労働省令で定める者に限る。）、大臣官房総務課長、年金局長並びに年金局総務課長、資金運用課長及び数理課長

二 前号に掲げる者のほか、法第七十五条に規定する積立金の運用に係る行政事務に従事する職員であつて厚生労働大臣が指定するもの

（法第八十九条第一項第一号の政令で定める給付等）

第六条の五

法第八十九条第一項第一号に規定する障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 厚生年金保険法による障害厚生年金又は平成二十四年一元化法改正前共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項若しくは第六十五条第一項の規定による障害共済年金（障害の程度が第四条の六に定める障害の状態に該当する者に支給するものに限る。）

二 移行農林共済年金のうち障害共済年金（次項第一号ハにおいて「移行障害共済年金」という。）で障害の程度が第四条の六に定める障害の状態に該当するもの

三 旧法による障害年金

四 旧厚生年金保険法による障害年金

五 旧船員保険法による障害年金

六 共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する障害年金（平成八年改正法附則第十六条第三項又は平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものを含む。）による年金たる給付のうち障害を支給事由とするもの

七 恩給法（他の法律において準用する場合を含む。）による年金たる給付のうち障害を支給事由とするもの

八 地方公務員の退職年金に関する条例による年金たる給付のうち障害を支給事由とするもの

九 旧執行官法附則第十三条の規定による年金たる給付のうち障害を支給事由とするもの

十 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法によつて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち障害を支給事由とするもの

十一 互助年金廃止法附則第十二条第一項の公務傷病年金及び旧国会議員互助年金法第十条第一項の公務傷病年金

十二 存続共済会が支給する平成二十三年地共済改正法附則第八条の旧公務傷病年金及び平成二十三年地共済改正法附則第十七条第一項の特例公務傷病年金

十三 遺族援護法による障害年金

十四 法第八十九条第一項第一号に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。

一 次に掲げる給付の受給権者であつて、最後に厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この号において「障害状態」という。）に該当しなかつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過したもの（現に障害状態に該当しない者に限る。）

イ 障害基礎年金

ロ 厚生年金保険法による障害厚生年金又は平成二十四年一元化法改正前共済年金のうち障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項若しくは第六十五条第一項の規定による障害共済年金

ハ 移行障害共済年金

二 旧法による障害年金の受給権者であつて、最後に旧法別表に定める程度の障害の状態（以下この号において「障害状態」という。）に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過したもの（現に障害状態に該当しない者に限る。）

三 旧厚生年金保険法による障害年金の受給権者であつて、最後に旧厚生年金保険法別表第一に定める程度の障害の状態（以下この号において「障害状態」という。）に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過したもの（現に障害状態に該当しない者に限る。）

四 旧船員保険法による障害年金の受給権者であつて、最後に当該障害年金を受ける程度の障害の状態（以下この号において「障害状態」という。）に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過したもの（現に障害状態に該当しない者に限る。）

五 国家公務員共済組合が支給する障害年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものを含む。）の受給権者であつて、最後に旧国家公務員等共済組合別表第三の上欄に掲げる程度の障害の状態（以下この号において「障害状態」という。）に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過したもの（現に障害状態に該当しない者に限る。）

六 地方公務員等共済組合が支給する障害年金（旧地方の施行法第三条の規定により支給される旧地方の施行法第二条第十六号に規定する共済法の障害年金を除く。）の受給権者であつて、最後に旧地方公務員等共済組合別表第三の上欄に掲げる程度の障害の状態（以下この号において「障害状態」という。）に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過したもの（現に障害状態に該当しない者に限る。）

七 日本私立学校振興・共済事業団が支給する障害年金の受給権者であつて、最後に旧私立学校教職員共済組合法別表第二十五条第一項において準用する旧国家公務員等共済組合別表第三の上欄に掲げる程度の障害の状態（以下この号において「障害状態」という。）に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過したもの（現に障害状態に該当しない者に限る。）

八 移行農林年金のうち障害年金の受給権者であつて、最後に旧制度農林共済法別表第二の上欄に掲げる程度の障害の状態（以下この号において「障害状態」という。）に該当しなくなつた日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過したもの（現に障害状態に該当しない者に限る。）

(法第九十条第一項の政令で定める学生等)

第六条の六 法第九十条第一項に規定する生徒又は学生であつて政令で定めるものは、次に掲げる生徒又は学生とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十五条に規定する中学校（夜間その他特別の時間において授業を行うものに限る。）に在学する生徒
- 二 学校教育法第五十条に規定する高等学校に在学する生徒
- 三 学校教育法第六十三条に規定する中等教育学校に在学する生徒
- 四 学校教育法第七十二条に規定する特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）に在学する生徒
- 五 学校教育法第八十三条に規定する大学（同法第九十七条に規定する大学院を含む。）に在学する生徒
- 六 学校教育法第八十八条第一項に規定する短期大学に在学する生徒
- 七 学校教育法第一百五十三条に規定する高等専門学校に在学する生徒
- 八 学校教育法第一百二十四条に規定する専修学校に在学する生徒（修業年限が一年以上である課程を履修する者に限る。）
- 九 学校教育法第一百三十四条第一項に規定する各種学校に在学する生徒（修業年限が一年以上である課程を履修する者に限る。）
- 十 前各号に規定する教育施設に準ずるものとして厚生労働省令で定める教育施設に在学する生徒又は学生

第六条の七 法第九十条第一項第一号に規定する政令で定める額は、同号に規定する扶養親族等（特定年齢扶養親族にあつては、控除対象扶養親族に限る。）の数に一をえた数を三十五万円に乘じて得た額に三十二万円を加算した額とする。

（法第九十条第一項第三号の政令で定める額）

第六条の七の二 法第九十条第一項第三号に規定する政令で定める者は、地方税法第二百九十二条第一項第十号に規定する障害者、同項第十一号に規定する寡婦及び同項第十二号に規定するひとり親とする。

（法第九十条第一項第三号の政令で定める額）

第六条の八 法第九十条第一項第三号に規定する政令で定める額は、百三十五万円とする。

（法第九十条第一項第一号の政令で定める額）

第六条の八の二 法第九十条の二第一項第一号に規定する政令で定める額は、同号の扶養親族等がないときは八十八万円とし、同号の扶養親族等があるときは八十八万円に当該扶養親族等（特定年齢扶養親族にあつては、控除対象扶養親族に限る。）一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等であるときは当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。）を加算した額とする。

第六条の九 法第九十条の二第二項第一号及び第九十条の三第一項第一号に規定する政令で定める額は、これらの号の扶養親族等がないときは百二十八万円とし、これらの号の扶養親族等があるときは百二十八万円に当該扶養親族等（特定年齢扶養親族にあつては、控除対象扶養親族に限る。）一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者又は老人扶養親族であるときは当該同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等であるときは当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。）を加算した額とする。

（法第九十条の二第三項第一号の政令で定める額）

第六条の九の二 法第九十条の二第三項第一号に規定する政令で定める額は、同号の扶養親族等がないときは百六十八万円とし、同号の扶養親族等があるときは百六十八万円に当該扶養親族等（特定年齢扶養親族にあつては、控除対象扶養親族に限る。）一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者又は老人扶養親族であるときは当該同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等であるときは当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。）を加算した額とする。

（所得の範囲）

第六条の十 法第九十条第一項第一号及び第三号、法第九十条の二第一項第一号、第二項第一号及び第三項第一号並びに法第九十条の三第一項第一号並びに法第九十条の二第二項第一号に掲げる市町村民税（特別区が同法第一条第二項の規定によつて課する同法第五条第二項第一号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

（所得の額の計算方法）

第六条の十一 法第九十条第一項第一号及び第三号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第三百三十三条第八項及び第九項の規定による控除前の同条第一項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額とする。

第六条の十二 法第九十条の二第一項第一号、第二項第一号及び第三項第一号並びに法第九十条の三第一項第一号並びに第十二条第三号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第三百三十三条第一項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額とする。

得等の金額、外国居住者等所得相互免除法第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第十二項に規定する特例適用配当等の額の合計額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。

一 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第三百四十四条の二第一項第一号から第四号まで又は第十号の二に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

二 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第三百四十四条の二第一項第六号に規定する控除を受けた者についてはその控除の対象となつた障害者一人につき二十七万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、四十万円）、同項第八号に規定する控除を受けた者については当該控除を受けた者につき三十五万円、同項第九号に規定する控除を受けた者については当該控除を受けた者につき二十七万円

三 当該年度分の市町村民税につき、地方税法附則第六条第四項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額（保険料の納付方法）

第六条の十三 被保険者は、保険料を納付しようとするときは、厚生労働大臣が交付する納付書を添付しなければならない。ただし、厚生労働大臣が定める場合は、この限りでない。（指定代理納付者の指定要件）

第六条の十四 法第九十二条の二の二第一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 指定代理納付者（法第九十二条の二の二第一項に規定する指定代理納付者をいう。）として同項に規定する被保険者の保険料を立て替えて納付する事務（以下この条において「立替納付事務」という。）を適正かつ確実に遂行するに足りる財産的基礎を有すること。

二 その人的構成等に照らして、立替納付事務を適正かつ確実に遂行するに足りる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

三 被保険者がクレジットカード等（それを提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務の提供の事業を営む者から有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号をいう。）を提示し又は通知して、商品若しくは権利の購入又は役務の提供を受けることにより支払うこととなる当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額が当該被保険者の支払能力を超えることがないよう必要な措置を講じていること。（納付受託者の指定要件）

第六条の十五 法第九十二条の三第一項第二号に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 納付受託者（法第九十二条の四第一項に規定する納付受託者をいう。）として納付事務（法第九十二条の三第一項に規定する納付事務をいう。）を行うことが保険料の徴収の確保及び被保険者の便益の増進に寄与すると認められること。

二 納付事務を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものとして厚生労働省令で定める基準を満たしていること。（国民年金基金又は国民年金基金連合会が被保険者の委託を受けて納付事務を行ふ場合における法の適用）

第六条の十六 法第九十二条の三第一項の規定により国民年金基金が納付事務（同項に規定する納付事務をいう。次項において同じ。）を行う場合には、法第一百二十八条第五項中「業務」とあるのは、「業務」（第九十二条の三第一項の規定により行うものを除く。次条において同じ。）とする。

2 法第九十二条の三第一項の規定により国民年金基金連合会が納付事務を行ふ場合には、法第一百三十七条の十五第六項中「業務」とあるのは、「業務」（第九十二条の三第一項の規定により行うものを除く。次条において同じ。）とする。

（保険料の前納期間）

第七条 法第九十三条第一項の規定による保険料の前納は、厚生労働大臣が定める期間につき、六月又は年を単位として、行うものとする。ただし、厚生労働大臣が定める期間のすべての保険料（既に前納されたものを除く。）をまとめて前納する場合においては、六月又は年を単位として行うことを要しない。（前納の際の控除額）

第八条 法第九十三条第二項に規定する政令で定める額は、前納に係る期間の各月の保険料の合計額から、その期間の各月の保険料の額を年四分の利率による複利現価法によつて前納に係る期間の最初の月から当該各月（法第九十二条の二に定める方法により納付する場合にあつては、当該各月の翌月）までのそれぞれの期間に応じて割り引いた額の合計額（この額に十円未満の端数がある場合において、その端数金額が五円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五円以上であるときは、これを十円として計算する。次項において同じ。）を控除した額とする。

2 厚生労働大臣は、前納に係る期間の各月の保険料の額から前項に規定する額を控除した額（保険料を前納する場合に納付すべき額）を告示するものとする。（前納保険料の充当）

第八条の二 法第九十三条第一項の規定により保険料が前納された後、前納に係る期間の経過前ににおいて保険料の額の引上げが行われることとなつた場合においては、前納された保険料のうち当該保険料の額の引上げが行われることとなつた後の期間に係るものは、当該期間の各月につき納付すべきこととなる保険料に、先に到来する月の分から順次充当するものとする。（前納保険料の還付）

第九条 法第九十三条第一項の規定により保険料を前納した後、前納に係る期間の経過前において、被保険者（第一号ロ又は第二号に掲げる場合にあつては、第一号被保険者に限る。次項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合は、その者（法第九条第一号に該当するに至つた場合においては、その者の相続人）の請求に基づき、前納した保険料のうちそれぞれ当該各号に定める期間に係るものと還付する。

1 次のいずれかに該当するに至つた場合 未経過期間
イ 被保険者の資格を喪失した場合
ロ 法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者（以下「第二号被保険者」という。）又は第三号被保険者となつた場合

二 次のいずれかに該当するに至つた場合 納付することを要しないものとされた保険料に係る期間

イ 法第八十八条の二の規定により前納に係る期間の保険料につきその全部又は一部を納付することを要しないものとされた場合

ロ 法第八十九条第一項、第九十条第一項、第九十条の二第一項から第三項まで若しくは第九十条の三第一項、平成十六年改正法附則第十九条第二項又は平成二十六年改正法附則第十四条第一

項の規定により前納に係る期間の保険料につきその全部又は一部を納付することを要しないものとされた場合

二 前項各号に定める期間に係る還付額は、被保険者が同項各号のいずれかに該当するに至つた時に於てそれぞれ當該各号に定める期間ににつき保険料（法第九十条の二第一項から第三項までの規定により前納に係る期間の保険料につきその一部を納付することを要しないものとされた保険料に限る。）を前納するものとした場合におけるその前納すべき額に相当する額とする。

3 第一項に規定する場合（法第九条第一号に該当するに至つたことによる場合及び法第八十九条第一項の規定により前納に係る期間の保険料につきその全部又は一部を納付することを要しないものとされたことによる場合を除く。以下この項において「還付発生の場合」という。）において、あらかじめ、當該被保険者が還付発生の場合には第一項の規定による還付を次の各号に掲げる口座のいずれかにおいて受けることを希望する旨の申出をしていたときは、當該者が同項の請求をしたものとみなして、同項の規定を適用する。

二 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座又は貯金口座

4 前項の申出は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

（法第九十四条第三項の政令で定める額）

第十条 法第九十四条第三項に規定する政令で定める額は、法第八十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされた月及び第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされた月（以下この項において「免除月」と総称する。）の属する次の表の上欄に掲げる年度に係る保険料を追納する場合において、当該免除月に係る保険料の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額（この額に十円未満の端数がある場合には、その端数金額が五円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五円以上であるときは、これを十円として計算する。）とする。ただし、免除月が令和四年三月であつて、令和六年四月に追納する場合は、この限りでない。

平成二十六年度	○・○一四
平成二十七年度	○・○一三
平成二十八年度	○・○一二
平成二十九年度	○・○一一
平成三十年度	○・○一〇
令和元年度	○・○〇九
令和二年度	○・○〇八
令和三年度	○・○〇六

2 厚生労働大臣は、追納に係る期間の各月の保険料の額に前項に規定する額を加算した額（保険料を追納する場合に納付すべき額）を告示するものとする。

（前納及び追納の手続等）

第十一条 法第九十四条第一項の規定により保険料の追納の承認を受けようとする第一号被保険者又は第一号被保険者であつた者は、国民年金保険料追納申込書を機構に提出しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、保険料の前納又は追納の手続その他保険料の前納又は追納について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（保険料・拠出金算定対象額に乗じる率の計算方法）

第十二条 法第九十四条の三第一項に規定する保険料・拠出金算定対象額に乗じる率（以下「拠出金按^あ分率」という。）は、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数とを合算した数を、第三号に掲げる数で除して得た率とする。

一 当該年度の各月の末日における当該政府及び実施機関に係る第二号被保険者の数の比率を乗じて得た数

一 ける当該政府及び実施機関に係る第二号被保険者のうち次条に規定する者の数の合計数に、当該年度の九月末日における当該政府及び実施機関に係る第二号被保険者の数に対する同日にお

ける当該年度の各月の末日における第三号被保険者の数の合計数と当該年度において第三号被保険者となつたことに関する法第十二条第五項から第八項までの規定による届出、法附則第七条の三

第二項の規定による届出及び平成十六年改正法附則第二十二条第一項の規定による届出が行われた者の当該届出に係る第三号被保険者としての被保険者期間（当該届出が行われた日以後の期間に係るもの及び法附則第七条の三第一項の規定により保険料納付済期間に算入しないものとされた期間（同条第三項及び平成十六年改正法附則第二十二条第二項の規定により保険料納付済期間に算入しないものとされた期間を除く。）に係るものとされた期間を除く。）の総月数とを合算した数から当該年度において法附則第九条の四の二第一項に規定する不整合期間となつた期間の総月数を減じた数

に、当該年度の九月末日における当該政府及び実施機関に係る被保険者のうち第三号被保険者である者の数を同日における第三号被保険者の数で除して得た率を乗じて得た数

三 政府及び実施機関ごとに算定される前二号に掲げる数の合計数、当該年度において第一号被保険者又は第一号被保険者であつた者が納付した保険料に係る保険料納付済期間の総月数、保険料四分の一免除期間の総月数の四分の三に相当する月数、保険料半額免除期間の総月数の二分の一に相当する月数及び保険料四分の三免除期間の総月数の四分の一に相当する月数並びに法第八十

八条の二の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る保険料納付済期間の総月数を合算した数

(法第九十四条の三第二項の政令で定める者)

第十一條の三 法第九十四条の三第二項に規定する政令で定める者は、第一号被保険者にあつては保険料納付済期間、保険料四分の一免除期間、保険料半額免除期間又は保険料四分の三免除期間を有する者、第二号被保険者にあつては二十歳以上六十歳未満の者、第三号被保険者にあつてはすべての者とする。

第十二条の四 各実施機関たる共済組合等は、毎年度、当該年度における基礎年金拠出金の納付（実施機関たる共済組合等に係る基礎年金拠出金の納付）算拠出金按分率」という。」を乗じて得た額の基礎年金拠出金（第四項において「概算基礎年金拠出金」という。）を、厚生労働省令の定めるところにより、国民年金の管掌者たる政府に納付しなければならない。

2 前項の保険料・拠出金算定対象額の見込額及び概算拠出金按分率は、各年度につき、厚生労働大臣が定める。

3 厚生労働大臣は、前項の規定により定めた保険料・拠出金算定対象額の見込額が当該年度における基礎年金の支払状況に照らして過少であることが明らかであり、かつ、当該年度における基礎年金の給付に支障が生じると認めるときは、第一項の保険料・拠出金算定対象額の見込額を変更することができる。

4 前項の規定により厚生労働大臣が保険料・拠出金算定対象額の見込額を変更したときは、各実施機関たる共済組合等は、変更後の保険料・拠出金算定対象額の見込額に第二項の規定により厚生労働大臣が定めた当該年度における当該実施機関たる共済組合等に係る概算拠出金按分率を乗じて得た額から概算基礎年金拠出金を、厚生労働省令の定めるところにより国民年金の管掌者たる政府に納付しなければならない。

5 厚生労働大臣は、第一項及び前項に規定する厚生労働省令を定めるときは、実施機関たる共済組合等を所管する大臣に協議しなければならない。

6 厚生労働大臣は、第二項の規定により第一項の保険料・拠出金算定対象額の見込額を変更したときは、各実施機関たる共済組合等に係る概算基礎年金拠出金の額を控除して得た額の基礎年金拠出金を、厚生労働省令の定めるところにより国民年金の管掌者たる政府に納付しなければならない。

第十二条の五 実施機関たる共済組合等は、毎年度において前条第一項又は第四項の規定により納付した基礎年金拠出金の額を合算した額が法第九十四条の三第一項の規定により計算した当該年度における基礎年金拠出金の額に満たないとき（次項第一号に掲げる場合を除く。）は、厚生労働省令の定めるところにより、その満たない額から当該年度における年金特別会計の基礎年金勘定において生じた運用収入の額（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第一百四十四条第一項及び第二項の規定による年金特別会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定からの繰入金及びに実施機関たる共済組合等が納付した基礎年金拠出金から生じたものに限る。）に当該実施機関たる共済組合等に係る拠出金按分率を乗じて得た額（次項において「調整額」という。）を控除した額の基礎年金拠出金を翌々年度までに国民年金の管掌者たる政府に納付しなければならない。

2 国民年金の管掌者たる政府は、毎年度において次の各号に掲げる場合の区分に応じ、厚生労働省令の定めるところにより、当該各号に定める額を翌々年度までに前条第一項の規定により実施機関たる共済組合等が納付すべき基礎年金拠出金に充当し、なお残余があるときは、還付するものとする。

一 実施機関たる共済組合等が前条第一項又は第四項の規定により納付した基礎年金拠出金の額を合算した額が法第九十四条の三第一項の規定により計算した当該年度における基礎年金拠出金の額に満たない場合であつて、その満たない額から調整額を控除した額が零を下回るとき 調整額からその満たない額を控除した額

二 実施機関たる共済組合等が前条第一項又は第四項の規定により納付した基礎年金拠出金の額を合算した額が法第九十四条の三第一項の規定により計算した当該年度における基礎年金拠出金の額を超えるとき その超える額に調整額を加えた額

3 厚生労働大臣は、前二項に規定する厚生労働省令を定めるときは、実施機関たる共済組合等を所管する大臣に協議しなければならない。

（地方公務員共済組合の基礎年金拠出金の負担）

第十二条の六 法第九十四条の四の規定による地方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、全国市町村職員共済組合連合会）の負担は、総務省令の定めるところにより、当該年度における法第九十四条の三第一項の規定により計算した地方公務員共済組合連合会に係る基礎年金拠出金の額に、当該年度における地方公務員共済組合の組合員に係る厚生年金保険法第二十八条に規定する標準報酬（以下この条において「標準報酬」という。）の総額に対する当該年度における当該地方公務員共済組合の組合員に係る標準報酬の総額（全国市町村職員共済組合連合会にあつては、全ての指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の組合員に係る標準報酬の総額）の割合を乗じて得た額について行う。（基礎年金番号の利用制限等に関する住民基本台帳法の規定の技術的読替え）

第十二条の六の二 法第一百八条の四の規定による住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の三十七第一項には、法第一百八条の四において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の三十八並びに第三十条の三十九の規定を準用する場合には、法第一百八条の四の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

この法律の規定による事務 この法律の規定による事務

第三十条の三十七第一項 この法律の規定による事務

第三十条の三十七第二項 住民票に記載された住民票コード

第三十条の三十八第一項 市町村長、都道府県知事、機構又は総務省

市町村長等

第三十条の三十八第二項	自己と同一の世帯に属する者以外の者（以下この条において「第三者」という。）	他人
第三十条の三十八第三項	当該第三者	当該他人
第三十条の三十八第四項	住民票に記載された住民票コード	同条に規定する基礎年金番号
第三十条の三十八第五項	市町村長等	厚生労働大臣等
第三十条の三十九第一項	第三者	他人
第三十条の三十九第二項	住民票に記載された住民票コード	同条に規定する基礎年金番号
第三十条の三十九第三項	、住民票コード	、同条に規定する基礎年金番号
第三十条の三十九第一項	前項	同条に規定する基礎年金番号
第三十条の三十九第二項	前項	国民年金法第百八条の四において読み替えて準用する前二項
第三十条の三十九第三項	前項	国民年金法第百八条の四において読み替えて準用する前項
第三十条の四十第一項に規定する都道府県の審議会の意見を聴いて、その者	その者	その者
第三十条の四十第一項に規定する政令で定める法人	国民年金法第百八条の四において読み替えて準用する前条第四項	国民年金法第百八条の四において読み替えて準用する前条第四項
第三十条の四十第一項に規定する政令で定める法人は、次のとおりとする。	同法第百八条の四において読み替えて準用する前条第二項	同法第百八条の四において読み替えて準用する前条第二項
第三十条の四十第一項に規定する政令で定める法人	国民年金法第百八条の四において読み替えて準用する前項	国民年金法第百八条の四において読み替えて準用する前項
第三十条の四十第一項に規定する政令で定める法人	国民年金法第百八条の四において読み替えて準用する第一項	国民年金法第百八条の四において読み替えて準用する第一項

（法第百九条の二の二第一項の政令で定める法人）

第十一條の七 法第百九条の二の二第一項に規定する政令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構
- 二 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人
- 三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（同法第百五十二条第五項の規定により設立された法人を含む。）
- 四 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社及び同法第十三条第一項に規定する学校設置非営利法人
- 五 次条第八号から第十号までに掲げる教育施設を設置する法人
（法第百九条の二の二第一項の政令で定める教育施設）

第十一條の八 法第百九条の二の二第一項に規定する政令で定める教育施設は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法第四十五条に規定する中学校（夜間その他特別の時間において授業を行うものに限る。）
- 二 学校教育法第五十条に規定する高等学校

学校教育法第六十三条に規定する中等教育学校
（法第百九条の二の二第一項の政令で定める中等教育学校）

学校教育法第七十二条に規定する特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）

学校教育法第八十三条に規定する大学（同法第九十七条に規定する大学院を含む。）

学校教育法第八十条第二項に規定する短期大学

学校教育法第一百五十五条に規定する高等専門学校

学校教育法第一百二十四条に規定する専修学校
（法第百九条の三第一項の政令で定める団体）

学校教育法第三十四条第一項に規定する各種学校（修業年限が一年以上である課程を有するものに限る。）

前各号に掲げる教育施設に準ずるものとして厚生労働省令で定める教育施設

（法第百九条の三第一項の政令で定める団体）

法第百九条の三第一項に規定する政令で定める団体は、次のとおりとする。

- 一 同種の事業又は業務に従事する被保険者を構成員とする団体を構成員とする団体
- 二 同種の事業を行う法人を構成員とする団体

（法第百九条の五第一項に規定する政令で定める事情）

第十一條の十 法第百九条の五第一項に規定する政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。
一 納付義務者が厚生労働省令で定める月数分以上の保険料を滞納していること。

二 納付義務者が法第百九条の五第一項に規定する滞納処分等その他の処分（以下「滞納処分等その他の処分」という。）の執行を免れる目的でその財産について隠へいしているおそれがあること。

三 紳付義務者の前年の所得（一月から厚生労働省令で定める月までにおいては、前々年の所得）が厚生労働省令で定める額以上であること。

四 滞納処分等その他の処分を受けたにもかかわらず、納付義務者が滞納している保険料その他法（第十章を除く。第十三条の十三において同じ。）の規定による徴収金の納付について誠実な意思を有すると認められないこと。

（財務大臣への権限の委任）

第十二条の十一 厚生労働大臣は、法第百九条の五第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合においては、次に掲げるものを除き、その全部を財務大臣に委任する。

一 法第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第百三十八条の規定による告知

二 法第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十七年法律第六十六号）第十二条の規定による延長

三 法第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第三十六条第一項の規定による告知

四 法第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第五十五条第一項の規定による免除

五 法第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第六十三条第一項の規定による交付

六 法第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第六十三条第一項の規定による免除

七 法第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第六十三条第一項の規定による交付

八 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

（国税局長又は税務署長への権限の委任）

第十二条の十二 国税庁長官は、法第百九条の五第五項の規定により委任された権限の全部を納付義務者の居住地を管轄する国税局長に委任する。

二 国税局長は、必要があると認めるときは、法第百九条の五第六項の規定により委任された権限の全部を納付義務者の居住地を管轄する税務署長に委任する。

（地方厚生局長等への権限の委任）

第十二条の十三 法第十四条の四に規定する厚生労働大臣の権限は、法第十四条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所（年金事務所）（平成十九年法律第百九号）第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下同じ。）の所在地を管轄する地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行なうことを妨げない。

二 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、法第十四条の二第一項の規定による請求を受理した日本年金機構の事務所の所在地を管轄する地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が自らその権限を行なうことを妨げない。

（機構が収納を行う場合）

第十二条の十四 法第百九条の十一第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第九十六条第二項の規定による督促を受けた納付義務者が保険料その他法の規定による徴収金の納付を年金事務所において行うことと希望する旨の申出があつた場合

二 法第九十六条第二項の規定により任命された同条第一項の収納を行なう機構の職員（第四号及び第十二条の十七において「収納職員」という。）であつて併せて法第百九条の六第一項の徴収職員として同条第二項の規定により任命された者（以下この号及び次号において「職員」という。）が、保険料その他法の規定による徴収金を徴収するため、前号に規定する納付義務者を訪問した際に、当該納付義務者が当該職員による保険料その他法の規定による徴収金の収納を希望した場合

三 職員が、保険料その他法の規定による徴収金を徴収するため法第百九条の四第一項第二十五号に掲げる国税滞納処分の例による処分により金銭を取得した場合

四 前三号に掲げる場合のほか、法第百九条の十一第一項に規定する保険料等（この号及び次号から第十二条の十七までにおいて「保険料等」という。）の収納職員による収納が納付義務者の利便に資する場合その他の保険料等の収納職員による収納が適切かつ効果的な場合として厚生労働省令で定める場合

（公示）

第十二条の十五 厚生労働大臣は、法第百九条の十一第一項の規定により機構に保険料等の収納を行わせるに当たり、その旨を公示しなければならない。

2 機構は、前項の公示があつたときは、遅滞なく、年金事務所の名称及び所在地その他の保険料等の収納に關し必要な事項として厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（保険料等の収納期限）

第十二条の十六 機構において国毎会計年度所属の保険料等を収納するのは、翌年度の四月三十日限りとする。

（機構による収納手続）

第十二条の十七 機構は、保険料等につき、法第百九条の十一第一項の規定による収納を行つたときは、当該保険料等の納付をした者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領收証書を交付しなければならない。この場合において、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、当該収納を行つた旨を年金特別会計の歳入徴収官に報告しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令を定めるときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

（帳簿の備付け）

第十二条の十八 機構は、収納職員による保険料等の収納及び当該収納をした保険料等の日本銀行への送付に関する帳簿を備え、当該保険料等の収納及び送付に関する事項を記録しなければならない。

(厚生労働省令への委任)

第十二条の十八 第十二条の十三から前条までに定めるもののほか、法第二百九条の十一の規定による機構の収納に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令を定めるときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

(法附則第七条の三の二第一号の政令で定める期間)

第十二条の十九 法附則第七条の三の二第一号に規定する政令で定める期間は、次のとおりとする。

一 法附則第七条の三第三項の規定により保険料納付済期間に算入された期間

二 平成六年改正法附則第十条第三項の規定により保険料納付済期間に算入された期間

三 平成十六年改正法附則第二十一条第二項の規定により保険料納付済期間に算入された期間

(支給の繰上げの際に減する額)

第十二条 法附則第九条の二第四項(法附則第九条の三第四項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める額は、法第二十七条(法附則第九条の三第二項においてその例による場合を含む。)の規定(昭和六十年改正法附則第十七条の規定が適用される場合にあつては、同条第一項の規定)によつて計算した額に減額率(千分の四に当該年金の支給の繰上げを請求した日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率をいう。次項において同じ。)を乗じて得た額とする。

2 法附則第九条の二第六項において準用する同条第四項に規定する政令で定める額は、法第四十四条の規定によつて計算した額に減額率を乗じて得た額とする。

(法附則第九条の二の二第一項の政令で定める者)

第十二条の二 法附則第九条の二の二第一項に規定する政令で定める者は、厚生年金保険法附則第八条の二第一項、第二項又は第四項に規定する者であつて、同法附則第十三条の四第一項の請求があつた当時、厚生年金保険の被保険者でなく、かつ、同法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるもの又はその者の厚生年金保険の被保険者期間が四十四年以上あるものとする。

(法附則第九条の二の二第四項の政令で定める率)

第十二条の三 法附則第九条の二の二第四項(同条第六項において読み替えて準用する法附則第九条の二第六項において準用する場合を含む。次項及び次条において同じ。)に規定する政令で定める率は、法附則第九条の二の二第一項の請求を行う者(次項に規定する者を除く。)が当該請求をした日(以下この条及び次条において「請求日」という。)の属する月からそれぞれ厚生年金保険法附則第八条の二各項の表の下欄に掲げる年齢(次項において「特例支給開始年齢」という。)に達する日の属する月の前月までの月数を、請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数で除して得た率とする。

2 法附則第九条の二の二第一項の請求を行う者が、厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一以上の種別の被保険者であつた期間を有する者である場合は、法附則第九条の二の二第四項に規定する政令で定める率は、厚生年金保険法第七十八条の二十二に規定する一の期間(以下この項において「一の期間」という。)に基づく老齢厚生年金ごとに第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率を合算して得た率とする。

一 前項に規定する率(当該一の期間に基づく老齢厚生年金がイに掲げるものである場合には一、請求日の属する月と当該一の期間に基づく老齢厚生年金に係る特例支給開始年齢に達する日の属する月が同一の場合又は当該一の期間に基づく老齢厚生年金がロに掲げるものである場合には零)を乗じて得た率とする。

イ 厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢厚生年金(同法附則第七条の三第一項各号に掲げる者がその受給資格期間を満たしているものに限る。)又は同法附則第八条の規定による老齢厚生年金(同法第四十三条第一項及び同法附則第九条の規定によりその額が計算されるものに限る。)

ロ 厚生年金保険法附則第八条の二各項に規定による老齢厚生年金(イに掲げるもの(同法附則第八条の二各項に規定による老齢厚生年金の額を除く。)を除く。)を除く。)

二 当該一の期間に基づく老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者であつた期間の月数とを合算した月数で除して得た率

(法附則第九条の二の二第四項の政令で定める額)

第十二条の四 法附則第九条の二の二第四項に規定する政令で定める額は、法第二十七条の規定によつて計算した額に前条の規定により算定した率を乗じて得た額に減額率(千分の四に請求日の属する月から六十五歳に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率をいう。)を乗じて得た額とする。

(法附則第九条の二の二第四項に規定する政令で定める額)

第十三条 法附則第九条の三第一項に規定する政令で定める共済組合は、次に掲げる命令に基づく共済組合とする。

一 旧海軍共済組合令(大正十一年勅令第六十号)

二 朝鮮総督府遞信官署共済組合令(昭和十六年勅令第三百五十七号)

三 台湾総督府交通局共済組合令(昭和十六年勅令第三百五十八号)

四 台湾総督府専売局共済組合令(大正十四年勅令第二百四十四号)

五 台湾総督府營林共済組合令(昭和五年勅令第五十九号)

六 台湾総督府交通局共済組合令(昭和十六年勅令第二百八十六号)

七 台湾総督府交通局鉄道共済組合令(昭和十六年勅令第二百八十七号)

(法附則第九条の三に規定する政令で定める期間)

第十四条 法附則第九条の三第一項に規定する政令で定める期間は、同項に規定する旧陸軍共済組合令及び前条各号に規定する命令(以下「旧共済組合令」という。)に基づく命令の規定のうち、旧共済組合令に基づく共済組合が支給する退職を支給理由とする給付に関する規定の適用を受ける組合員であった期間につき、国民年金の被保険者期間の計算の例により算定した期間とする。ただし、次に掲げる期間を除く。

一 法律によつて組織された共済組合(国家公務員共済組合連合会及び全国市町村職員共済組合連合会を含む。)が支給する退職を支給理由とする年金たる給付(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法に基づく退職を支給理由とする年金たる給付並びに平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付のうち退職を支給事由とするもの並びに平成八年改正法附則第三十二条第二項に規定する存続組合及び平成八年改正法附則第四十八条第一項に規定する指定基金が支給する退職を支給事由とする年金たる給付を含む。)の基礎となつた期間につき、国民年金の被保険者期間の計算の例により算定した期間

二 厚生年金保険法による老齢厚生年金の支給要件たる期間の計算の基礎となる昭和六十年改正法附則第四十七条第一項の規定により厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間とみなされた船員保険の被保険者であつた期間

(法附則第九条の三の二第一項の政令で定める者)

第十四条の二 法附則第九条の三の二第一項に規定する法第二十六条ただし書に該当する者に準ずるものとして政令で定めるものは、昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する者であつて、旧法による老齢年金又は通算老齢年金の受給資格要件たる期間を満たしていないものとする。

(法附則第九条の三の二第一項第二号の政令で定める給付)

第十四条の三 法附則第九条の三の二第二項第二号に規定する政令で定める給付は、次のとおりとする。

一 法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金

二 昭和六十年改正法附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金

三 旧法による障害年金、母子年金、準母子年金及び老齢福祉年金(老齢特別給付金を含む。)

第十四条の三の二 法附則第九条の三の二第三項に規定する政令で定める数は、次の表の上欄に掲げる同条第一項に規定する保険料納付済期間等の月数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に定める数とする。

六月以上一二月末満		六
一二月以上一八月末満		一二
一八月以上二四月末満		一八
二四月以上三〇月末満		二四
三〇月以上三六月末満		三〇
三六月以上四二月末満		三六
四二月以上四八月末満		四二
四八月以上五四月末満		四八
五四月以上六〇月末満		五四
六〇月以上		六〇

(脱退一時金に関する処分の審査請求に関する技術的読み替え)

第十四条の四 法附則第九条の三の二第六項において法の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に読み替えるものとする。

第一百一条第五項	第一項の審査請求及び再審査請求	附則第九条の三の二第五項の審査請求
第一百一条の一 (脱退一時金に関する技術的読み替え等)	除く。)及び第四章 社会保険審査官の決定	附則第九条の三の二第五項の審査請求 除外)

第十四条の五 法附則第九条の三の二第七項の規定により法の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に読み替えるものとする。

第二十四条 (法附則第九条の四の二第一項の政令で定める期間)	第三号被保険者以外の被保険者に係るものにあつては市町村長に、第三号被保険者又は受給権者に係るものにあつては厚生労働大臣	厚生労働大臣 厚退一時金
第一百五条第四項 (法附則第九条の四の二第一項の政令で定める期間)	老齢基礎年金又は付加年金	

- 一 法附則第七条の三第三項の規定により保険料納付済期間に算入された期間
 二 平成六年改正法附則第十条第三項の規定により保険料納付済期間に算入された期間
 三 平成十六年改正法附則第二十一条第二項の規定により保険料納付済期間に算入された期間
 (法附則第九条の四の二第二項の政令で定める法令)

第十四条の七 法附則第九条の四の二第二項に規定する政令で定める法令は、次に掲げる法律及びこれに基づく又はこれを実施するための命令（これらの法令の改正の際の経過措置を含む。）とす る。

- 一 法
- 二 厚生年金保険法
- 三 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項、第三項若しくは第五項又は第三十七条第一項（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。）
- 四 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十条第一項、第三項若しくは第五項又は第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。）
- 五 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法（平成二十四年一元化法附則第七十九条又は第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。）
- 六 平成十三年統合法（平成十三年統合法の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法（平成十三年統合法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。）を含む。第十四条の十一第六号、第十四条の十二第二項第六号及び第十四条の十三第二項第六号において同じ。）
- 七 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号。以下「協定実施特例法」という。）

（特定期間を有する者に関する特例）

- 2 法定期間を有する者に関する者については、適用しない。
- （法附則第九条の四の二第二項の政令で定める規定）

第十四条の八 法附則第九条の四の二第三項に規定する政令で定める規定は、法附則第九条の四の九第三項、国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十三号。第十四条の二十三第二号において「平成二十三年年金確保支援法」という。）附則第一条第一項及び平成二十六年改正法附則第十条第一項とする。

（法附則第九条の四の三第一項の政令で定める額）

第十四条の九 法附則第九条の四の三第一項に規定する政令で定める額は、同項の規定により同項に規定する特定保険料（以下「特定保険料」という。）を納付する月（以下この項において「納付対象月」という。）が次の表の上欄に掲げる年度に属する場合において、当該納付対象月に係る保険料に相当する額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額（この額に十円未満の端数がある場合においては、その端数金額が五円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五円以上であるときは、これを十円として計算する。）とする。

平成十九年度	○・○六七
平成二十年度	○・○五二
平成二十一年度	○・○四〇
平成二十二年度	○・○二七
平成二十三年度	○・○一八
平成二十四年度	○・○一一
平成二十五年度	○・○〇五
平成二十六年度	○・〇〇一

2 厚生労働大臣は、次の各号に掲げる場合に納付すべき当該各号に定める額を告示するものとする。

- 一 前項の表の上欄に掲げる年度に属する各月（法附則第九条の四の三第一項の承認の日の属する月前十年以内の期間の各月に限る。）について特定保険料を納付する場合 当該納付に係る期間の各月の保険料に相当する額に前項に規定する額を加算した額

- 二 平成十八年度以前の年度に属する各月及び平成十九年度に属する各月（法附則第九条の四の三第一項の承認の日の属する月前十年以内の期間の各月を除く。）について特定保険料を納付する場合 前号に定める額のうち最も高い額

（法附則第九条の四の三第五項に規定する特定保険料の納付手続等）

第十四条の十

- 2 前項に定めるもののほか、特定保険料の納付の手続その他特定保険料の納付について必要な事項は、厚生労働省令で定める。
(法附則第九条の四の四の政令で定める法令)

五 旧農林共済法
2 法附則第九条の四の六第一項に規定する法その他の政令で定める法令は、次に掲げる法律及びこれに基づく又はこれを実施するための命令（これらの法令の改正の際の経過措置を含む。）とする。

一 法

二 厚生年金保険法
三 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法
四 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法
五 なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法
六 平成十三年統合法

七 協定実施特例法

（法附則第九条の四の七第一項の申出の手続）

第十四条の十四 法附則第九条の四の七第一項の申出をしようとする被保険者又は被保険者であつた者は、申出書を機構に提出しなければならない。

（法附則第九条の四の七第一項第一号の政令で定める法令）

第十四条の十五 法附則第九条の四の七第一項第一号に規定する政令で定める法令は、法及び旧法並びにこれらに基づく又はこれらを実施するための命令（これらの法令の改正の際の経過措置を含む。）とする。

（法附則第九条の四の七第一項第一号の政令で定める手続）

第十四条の十六 法附則第九条の四の七第一項第一号に規定する政令で定める手続は、次に掲げる手続とする。

- 一 法第八十七条の二第一項の申出、法第九十条第一項、第九十条の二第二項から第三項まで及び第九十条の三第一項の申請並びに法附則第五条第一項の規定による申出
- 二 国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第百五十号）附則第八項の規定による申出
- 三 国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十六号）附則第十四条第一項及び第十五条第一項の規定による申出
- 四 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）附則第十九条第一項の規定による申出
- 五 平成六年改正法附則第十一条第一項の規定による申出
- 六 平成十六年改正法附則第十九条第一項及び第二項の申請並びに平成十六年改正法附則第二十三条第一項の規定による申出
- 七 平成二十六年改正法附則第十四条第一項の申請
- 八 旧法第八十七条の二第一項の申出、旧法第九十条第一項の申請並びに旧法附則第六条第一項、第七条第一項及び第七条の二第一項の規定による申出
- 九 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める手続

（法附則第九条の四の七第三項の政令で定める法令）

第十四条の十七 法附則第九条の四の七第三項に規定する政令で定める法令は、法その他の被保険者又は被保険者期間に關して定めた法令とする。

（法附則第九条の四の七第四項及び第六項の政令で定める法令）

第十四条の十八 法附則第九条の四の七第四項及び第六項に規定する政令で定める法令は、法その他の被保険者、被保険者期間又は保険料に關して定めた法令とする。

（法附則第九条の四の七第五項の政令で定める法令）

第十四条の十九 法附則第九条の四の七第五項に規定する政令で定める法令は、法その他の被保険者、被保険者期間又は法第八十七条の二第一項に規定する保険料に關して定めた法令とする。

（昭和六十一年三月三十一日以前の期間についての特定事由に係る申出等に関する読み替え）

第十四条の二十 昭和六十一年三月三十一日以前の期間について、法附則第九条の四の七の規定を適用する場合においては、法附則第九条の四の八の規定によるほか、法附則第九条の四の七第七項中「老齢基礎年金」とあるのは、「老齢基礎年金若しくは附則第九条の三第一項の規定による老齢年金又は昭和六十年改正法第一条の規定による改正前のこの法律による老齢年金（老齢福祉年金を除く。）若しくは通算老齢年金若しくは同条の規定による改正前の附則第九条の三第一項の規定による老齢年金」と、「全額免除対象期間（第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るもの）を除く。」とあるのは、「全額免除対象期間」とする。

（厚生労働省令への委任）

第十四条の二十一 第十四条の十四に定めるもののほか、法附則第九条の四の七第一項の申出の手続その他同条（第十一項を除く。）の規定の適用に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（法附則第九条の四の九第一項、第九条の四の十第一項及び第九条の四の十一第一項の申出の手続）

第十四条の二十二 法附則第九条の四の九第一項、第九条の四の十第一項又は第九条の四の十一第一項の申出をしようとする被保険者又は被保険者であつた者は、申出書を機構に提出しなければならない。

（法附則第九条の四の九第四項の政令で定める保険料）

第十四条の二十三 法附則第九条の四の九第四項の政令で定める保険料は、次に掲げる保険料とする。

一 特定保険料

- 二 平成二十三年年金確保支援法附則第二条第一項に規定する後納保険料
- 三 平成二十六年改正法附則第十条第一項に規定する後納保険料

(法附則第九条の四の九第四項の政令で定める額)

第十四条の二十四 法附則第九条の四の九第四項の政令で定める額は、同条第一項の規定による承認に係る同条第一項に規定する対象期間の各月につき、特定事由（法附則第九条の四の七第一項第十一号に規定する特定事由をいう。次条において同じ。）がなければ前条各号に掲げる保険料を納付するものとした場合におけるその納付すべき額に相当する額とする。

(法附則第九条の四の九第六項から第八項までの規定を準用する場合の読み替え)

第十四条の二十六 法附則第九条の四の十一第六項において法附則第九条の四の九第六項から第八項までの規定を準用する場合には、同項中「第三項の規定により特例保険料」とあるのは「附則第九条の四の十一第三項」と読み替えるものとする。

(昭和六十一年三月三十一日以前の期間についての特定事由に係る保険料の納付等に関する読み替え)

第十四条の二十七 昭和六十一年三月三十一日以前の期間について、法附則第九条の四の九から第九条の四の十一までの規定を適用する場合には、法附則第九条の四の十二の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第九条の四の九第一項	保険料納付済期間
附則第九条の四の九第七項第一号	保険料（第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料にあつてはその一部の額以外の残余の額とし、
附則第九条の四の九第一項及び第九条の四の十一第一項	老齢基礎年金 保険料納付済期間
附則第九条の四の十一第一項	第八十九条第一項、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料及び第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付できる。ただし、同条第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料については、その残余の額につき納付されたときに限る
附則第九条の四の十一第一項	昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の第八十九条又は第九十条第一項の規定により
(厚生労働省令への委任)	老齢基礎年金若しくは附則第九条の三第一項の規定による老齢年金又は昭和六十年改正法第一条の規定による改正前のこの法律による老齢年金（老齢福祉年金を除く。）若しくは通算老齢年金若しくは同条の規定による改正前の附則第九条の三第一項の規定による老齢年金 旧保険料納付済期間

第十四条の二十八 第十四条の二十二に定めるもののほか、法附則第九条の四の九第一項、第九条の四の十第一項及び第九条の四の十一第一項の申出の手続その他法附則第九条の四の九（第十項を除く。）、第九条の四の十（第八項を除く。）及び第九条の四の十一（第八項を除く。）の規定の適用に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(特定事由に係る申出等の特例により保険料免除期間等を有した者であつて旧陸軍共済組合等の組合員であつた期間を有するものに対する老齢年金の支給要件の特例)

第十四条の二十九 六十五歳に達した日において次に掲げる期間を合算した期間が十年に満たない者（昭和六十一年改正法附則第三十一条第一項に規定する者を除く。）が、同日以後に、法附則第九条の四の七第六項の規定により同項に規定する特定全額免除期間とみなされたことにより保険料免除期間を有し、法附則第九条の四の八の規定により読み替えられた法附則第九条の四の七第六項の規定により旧保険料免除期間（旧法第五条第四項に規定する保険料免除期間をいう。以下同じ。）とみなされた期間を有し、法附則第九条の四の九第三項若しくは第九条の四の十一第三項の規定による納付が行われたことにより保険料納付済期間を有し、又は法附則第九条の四の十二の規定により旧保険料納付済期間（旧法第五条第三項に規定する保険料納付済期間をいう。以下同じ。）とみなして、その者（法附則第九条の三第一項に定める老齢年金の支給要件に該当するものとみなして、その者（法附則第九条第一項及び昭和六十一年改正法附則第十二条第一項に規定する者を除く。）に法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金を支給する。ただし、第一号から第四号までに掲げる期間を合算した期間が一年以上であり、かつ、法第二十六条ただし書に該当する場合に限る。）

一 旧保険料納付済期間
二 保険料納付済期間（第一号被保険者（旧法による被保険者を除く。次条第一号において同じ。）としての被保険者期間に係る保険料納付済期間に限る。）

三 旧保険料免除期間
四 保険料免除期間

五 旧陸軍共済組合令（昭和十五年勅令第九百四十七号）に基づく旧陸軍共済組合又は第十三条に規定する共済組合の組合員であつて、第十四条に規定するもの（第十四条の三十三）

（第一項において「旧共済組合員期間」という。）

（特定事由に係る申出等の特例により旧保険料免除期間とみなされた期間等を有した者に対する旧法による老齢年金の支給要件の特例等）

第十四条の三十 六十五歳に達した日において次に掲げる期間を合算した期間が二十五年（旧法第七十六条の表の上欄に掲げる者にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。以下この条において同じ。）に満たない者（昭和六年改正法附則第三十一条第一項に規定する者に限る。）が、同日以後に、法附則第九条の四の八の規定により読み替えられた法附則第九条の四の七第六項の規定により旧保険料免除期間とみなされた期間を有し、法附則第九条の四の九第三項若しくは第九条の四の十一第三項の規定による納付が行われたことにより保険料納付済期間を有し、又は法附則第九条の四の十二の規定により旧保険料納付済期間とみなされた期間を有したことにより、次に掲げる期間を合算した期間が二十五年以上となつたときは、昭和六年改正法附則第三十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第二十六条に定める老齢年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に旧法による老齢年金を支給する。

一 旧保険料納付済期間
二 保険料納付済期間（第一号被保険者又は第三号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間に限る。）
三 旧保険料免除期間

第十四条の三十一 昭和六十年改正法附則第三十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第七十八条第一項の表の上欄に掲げる者であつて、旧保険料納付済期間と旧保険料免除期間とを合算した期間が同表の下欄に掲げる期間を超えないものが法附則第九条の四の八の規定により読み替えられた法附則第九条の四の七第六項の規定により旧保険料免除期間とみなされた期間を有したことにより、旧保険料納付済期間と旧保険料免除期間とを合算した期間が同表の下欄に掲げる期間を超えることとなり、かつ、その者の旧保険料納付済期間が一年以上であるときは、昭和六十年改正法附則第三十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第七十八条第一項に定める老齢年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に旧法による老齢年金を支給する。

第十四条の三十二 昭和六十年改正法附則第三十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第七十九条の二第一項の表の上欄に掲げる者であつて、旧保険料納付済期間と旧保険料免除期間とを合算した期間が同表の下欄に掲げる期間を超えないものが法附則第九条の四の八の規定により読み替えられた法附則第九条の四の七第六項の規定により旧保険料免除期間とみなされた期間を有したことにより、旧保険料納付済期間と旧保険料免除期間とを合算した期間が同表の下欄に掲げる期間を超えることとなり、かつ、その者の旧保険料納付済期間が一年未満であるときは、昭和六十年改正法附則第三十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第七十九条の二第一項に定める老齢年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に旧法による老齢年金を支給する。

2 前項の規定による旧法による老齢年金の受給権は、その受給権者が前条の規定による旧法による老齢年金の受給権を取得したときは、消滅する。

第十四条の三十三 旧共済組合員期間は、第十四条の三十の規定の適用については、旧保険料免除期間とみなす。ただし、旧保険料納付済期間と旧保険料免除期間とを合算した期間を満たしていない場合に限る。

2 前項の規定に該当することにより支給する第十四条の三十の規定による旧法による老齢年金は、旧法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給する旧法による老齢年金とみなす。

（特定事由に係る申出等の特例により旧保険料免除期間とみなされた期間等を有した者に対する旧法による通算老齢年金等の失権の特例）

第十四条の三十四 旧法による通算老齢年金の受給権は、その受給権者が第十四条の三十、第十四条の三十一又は第十四条の三十二第一項の規定による旧法による老齢年金の受給権を取得したときは、消滅する。

2 旧法第七十九条の二第一項の規定による老齢年金及び旧法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給する旧法による老齢年金とみなす。

2 前項の規定により支給する第十四条の三十の規定による旧法による老齢年金は、旧法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給する旧法による老齢年金とみなす。

（共済払いの基礎年金の支払）

第十五条 第一条第一号から第三号までに規定する老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「共済払いの基礎年金」という。）の支払に関する事務は、共済組合（国家公務員共済組合連合会又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合にあつては、それぞれ当該連合会とする。）又は日本私立学校振興・共済事業団（以下「共済組合等」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により共済組合等に共済払いの基礎年金の支払に関する事務を行わせる場合の手続は、厚生労働省令で定める。

3 厚生労働大臣は、前二項に規定する厚生労働省令を定めるときは、財務大臣並びに共済組合（国家公務員共済組合連合会及び全国市町村職員共済組合連合会並びに日本私立学校振興・共済事業団）（以下「共済組合連合会及び全国市町村職員共済組合連合会並びに日本私立学校振興・共済事業団」とする。）（以下「共済組合等」という。）に行わせることがある。

第十六条 政府は、前条第一項の規定により共済組合等が共済払いの基礎年金の支払に関する事務を行う場合には、その支払に必要な資金を当該共済組合等に交付するものとする。

2 政府は、前項の規定による資金の交付をするときは、必要な資金を日本銀行に交付して、同項の規定による資金の交付をさせることができる。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による資金の交付に關し必要な手続及び前条第一項の規定により共済払いの基礎年金の支払に関する事務を行う共済組合等が取り扱う第一項の規定により交付された資金の受払に関する手続は、財務省令で定める。

（監査）

第十七条 財務大臣は、国の予算の執行の適正を期すため必要があると認めるときは、第十五条第一項の規定により共済払いの基礎年金の支払に関する事務を行う共済組合等を所管する大臣を長とする行政機関の職員に、当該共済組合等が取り扱う前条第一項の規定により交付された資金の受払の状況について実地監査を行わせることができる。この場合において、財務大臣は、当該実地監査を行わせる職員（当該行政機関に置かれた官職を指定することによりその官職にある者に当該実地監査を行わせる場合には、その官職）及びその行わせる実地監査の範囲について、あらかじめ、当該共済組合等を所管する大臣の同意を経なければならない。

2 財務大臣は、国の予算の執行の適正を期するため特に必要があると認めるときは、第十五条第一項の規定により共済払いの基礎年金の支払に関する事務を行う共済組合等に対し、当該共済組合等が取り扱う前条第一項の規定により交付された資金の受払の状況について実地監査を行うことができる。
 (事務の区分)

第十八条 第一条の二の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則 抄

1 この政令は、昭和三十四年十一月一日から施行する。ただし、法附則第三条第一項の規定によつてなされる手続に関しては、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三五年四月八日政令第九一號)

この政令は、昭和三十五年十月一日から施行する。ただし、第六条の次に五条を加える改正規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三五年七月一九日政令第二〇九號) 抄

この政令は、公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第五十七号）の施行の日（昭和三十五年七月二十五日）から施行する。

附 則 (昭和三六年三月二〇日政令第三二號)

この政令は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三六年一〇月三一日政令第三三七號) 抄

(施行期日)
 1 この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の第六条の二の規定は、昭和三十六年四月一日から適用する。

(経過措置)

3 この政令の施行前に国民年金印紙によつて保険料が前納された未経過期間に係る第九条第一項の規定による還付額については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三七年五月二日政令第一八六號) 抄

(施行期日)
 1 この政令は、公布の日から施行する。

(福祉年金の支給停止に関する経過措置)

2 国民年金法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第九十二号）附則第六項の規定により、昭和三十七年九月以前の月分の老齢福祉年金及び障害福祉年金につきその受給権者の配偶者が公的年金給付を受けることができることによる支給の停止について従前の例による場合におけるその給付の額の計算方法については、第五条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和三七年六月二八日政令第二六五號)

この政令は、昭和三十七年七月一日から施行する。

附 則 (昭和三八年七月一六日政令第二六一號) 抄

1 この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の第六条及び第六条の二の規定は、昭和三十七年以降の年の所得による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止について適用する。

(国民年金法施行令の一部改正等に伴う経過措置)

第六条 適用日の前日において現に前条の規定による改正前の国民年金法施行令第四条第五号から第七号までの適用を受けていた者に対する同令の規定に係る給付及び自治省令で定める給付については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四一年六月三〇日政令第二〇四號)

(施行期日)
 1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第十二条の次に二条を加える改正規定は、昭和四十二年一月一日から施行する。

(経過措置)
 2 この政令による改正後の第六条及び第六条の二の規定は、昭和四十年以降の年の所得による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止について適用する。

3 昭和四十二年一月一日以後の期間に係る保険料であつて、国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第九十二号）による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第八十七条第三項に規定する額に基づいて算定された額により前納されたものの還付についてこの政令による改正後の第九条第三項の規定を適用する場合においては、同項中「保険料を前納するものとした場合」とあるのは、「国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第九十二号）による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第八十七条第三項に規定する額による保険料を前納するものとした場合」と、「社会保険庁長官が定める期間のすべての保険料」とあるのは、「将来のすべての保険料」とする。

附 則 (昭和四二年八月七日政令第二三九號)

(施行期日)
 1 この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の第五条の二第一項の規定は、昭和三十八年十月一日から適用する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の第六条の二第二項の規定は、昭和四十一年以降の年の所得による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止について適用し、昭和四十一年以前の年の所得による当該支給の停止については、なお従前の例による。

附 則（昭和四二一年八月一七日政令第二五八号）抄
(施行期日等)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(国民年金法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十一條 施行日の前において現に旧令第五条に定める第二種障害補償又は旧令第六条に定める遺族補償を受ける権利を有する者で、国民年金法第三十六条又は第四十一条(同法第四十一条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けているものに対する同法の規定による障害年金、母子年金又は準母子年金の支給については、前条の規定による改正後の国民年金法施行令第四条の規定にかわらず、なお従前の例による。施行日の前日において現に旧令第五条の規定による第一種障害補償の支給を受ける権利を有する者で、国民年金法第三十六条の規定の適用を受けているものに対する同法の規定による障害福祉年金の支給についても、同様とする。

附 則（昭和四三年七月四日政令第一三〇号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の第六条の二の規定は、昭和四十二年以降の年の所得による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止について適用し、昭和四十一年以前の年の所得による支給の停止については、なお従前の例による。

附 則（昭和四四年八月二十五日政令第二二九号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令による改正後の第六条の二の規定は、昭和四十三年以降の年の所得による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止について適用し、昭和四十一年以前の年の所得による支給の停止については、なお従前の例による。

附 則（昭和四四年一二月一〇日政令第二八三号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、昭和四十五年一月から施行する。

附 則（昭和四五六年六月四日政令第一六九号）

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第二号の改正規定、同条第五号の次に一号を加える改正規定、第三条の改正規定及び第四条の改正規定は昭和四十五年七月一日から、第二

条第四号の次に一号を加える改正規定及び第六条の四を第六条の五とし、第六条の三の次に一条を加える改正規定は同年十月一日から施行する。

2 この政令による改正後の第五条の三及び第六条の二の規定は、昭和四十年以降の年の所得による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止について適用し、昭和四十三年以前の年の所得による支給の停止については、なお従前の例による。

附 則（昭和四六年四月五日政令第一一八号）抄

1 この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の第五条の二の規定は、昭和四十五年十月一日から適用する。

2 この政令による改正後の第五条の三及び第六条の二の規定は、昭和四十五年以降の年の所得による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止について適用し、昭和四十四年以前の年の所得による支給の停止については、なお従前の例による。

附 則（昭和四六年九月一七日政令第一九二号）

1 この政令は、昭和四十六年十一月一日から施行する。ただし、第五条の二の改正規定（同条中「第七十九条の二第五項」を「第七十九条の二第六項」に改める部分を除く。）は、同年十月一日か

ら施行する。

2 この政令による改正後の第六条の二第一項の規定は、昭和四十六年以降の年の所得による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止について適用し、昭和四十五年以前の年の所得による支給の停止については、なお従前の例による。

附 則（昭和四七年七月三一日政令第二九六号）

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、昭和四十七年十月一日から施行する。

2 この政令による改正後の第五条の三及び第六条の二の規定は、昭和四十六年以降の年の所得による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止について適用し、昭和四十五年以前の年の所得による支給の停止については、なお従前の例による。

附 則（昭和四八年九月二六日政令第二六九号）

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第二号、第五条の二及び第五条の三第二項の改正規定並びに次項の規定は、昭和四十八年十月一日から施行する。

2 改正後の第五条の四及び第六条の二第二項の規定は、昭和四八年五月以降の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止について適用し、同年四月以前の月分のこれらの福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則（昭和四八年九月二六日政令第二六九号）

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第二号、第五条の二及び第五条の三第二項の改正規定並びに次項の規定は、昭和四八年十月一日から施行する。

附 則（昭和四八年一二月二六日政令第三七一号）

この政令は、昭和四十九年一月一日から施行する。

附 則（昭和四九年三月二九日政令第七一号）

この政令は、昭和四十九年一月一日以後に前納された保険料について適用する。

附 則（昭和四九年四月三〇日政令第一四七号）

この政令は、昭和四十九年五月一日から施行する。

附 則（昭和四九年七月二六日政令第二七六号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第五条の二の改正規定及び次項の規定は、昭和四十九年九月一日から施行する。

附 則（昭和五〇年四月三〇日政令第一四三号）

この政令は、昭和五十年五月一日から施行する。

附 則（昭和五〇年四月三〇日政令第七五号）

昭和五十年四月以前の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金（老齢特別給付金を含む。）の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則（昭和五〇年一二月五日政令第三四六号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第五条の二の規定は、昭和五十一年十月一日から適用する。

附 則（昭和五一年五月一〇日政令第一〇〇号）抄

この政令は、昭和五十一年五月一日から施行する。

附 則（昭和五一年七月二七日政令第一〇二号）

この政令は、昭和五十一年八月一日から施行する。ただし、第四条及び第九条の規定は、同年九月一日から施行する。

附 則（昭和五一年九月一〇日政令第二三三号）

この政令は、昭和五十一年十月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一一年四月二六日政令第一一六号）

昭和五十一年九月以前の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金（老齢特別給付金を含む。）の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則（昭和五一一年五月一〇日政令第一一〇〇号）抄

この政令は、昭和五十二年五月一日から施行する。

附 則（昭和五一一年七月一五日政令第一二三四号）

この政令は、昭和五十二年八月一日から施行する。

附 則（昭和五一年七月二九日政令第一五四号）

この政令は、昭和五十二年七月以前の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則（昭和五三年六月三〇日政令第二六五号）

この政令は、昭和五十三年七月一日から施行する。ただし、第五条の二、第五条の四第一項及び第三項並びに第六条の二の改正規定並びに次項の規定は同年八月一日から施行する。

附 則（昭和五五年七月二九日政令第一九九号）抄

この政令は、昭和五十五年八月一日から施行する。ただし、第一条中国民年金法施行令第二条第五号の二を削る改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年五月二九日政令第一五四号）

この政令は、昭和五十四年八月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五五年七月二九日政令第一九九号）抄

この政令は、昭和五十五年七月以前の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

二 第一条の規定による改正後の厚生年金保険法施行令第三条の五の規定、第三条の規定による改正後の船員保険法施行令第四条の五の規定並びに第四条の規定による改正後の国民年金法施行令第四条の二及び第四条の三の規定 昭和五十五年八月一日
 (厚生年金保険法、船員保険法及び国民年金法による年金の額の改定に関する政令の廃止に伴う経過措置)
 6 昭和五十五年六月分の国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）による年金たる給付（障害福祉年金、母子福祉年金及び老齢福祉年金並びに国民年金法の一部を改定する法律（昭和四十四年法律第八十六号）附則第十六条第一項又は厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）附則第二十条第一項の規定により支給する老齢年金を除く。）の額については、第五条の規定による廃止前の厚生年金保険法、船員保険法及び国民年金法による年金の額の改定に関する政令第二条の規定の例による。

附 則 (昭和五六年五月三〇日政令第二〇二号) 抄
 (施行期日等)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年七月三〇日政令第二六二号) 抄

第一条 この政令は、昭和五十六年八月一日から施行する。

附 則 (昭和五七年五月三一〇日政令第一五三号) 抄

1 この政令は、昭和五十七年八月一日から施行する。ただし、第一条中国民年金法施行令第五条から第五条の三までの改正規定、同令第六条から第六条の三までの改正規定、同令第六条の四の改正規定（第七十九条の二第六項）を「第七十九条の二第五項」に改める部分に限る。）及び同令第六条の五の改正規定並びに第二条中特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第六条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 昭和五十七年七月以前の月分の障害福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五七年八月一三日政令第二二二号)

この政令は、昭和五十七年九月一日から施行する。

附 則 (昭和五七年八月三二日政令第二三六号)

この政令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五八年五月二七日政令第一一五号) 抄

この政令は、昭和五八年七月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年三月一七日政令第三五号) 抄
 (施行期日)

この政令は、昭和五八年七月以前の月分の障害福祉年金及び老齡福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五九年八月三二日政令第二二〇六号)

この政令は、昭和五九年七月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年一月二五日政令第三五四号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第五条の二、第六条の四及び第六条の五並びに次項の規定は、昭和五九年六月一日から適用する。

1 この政令は、昭和五九年八月一日から施行する。ただし、第一条中国民年金法施行令第六条の六の改正規定は公布の日から、第三条及び第四条並びに附則第四項及び第五項の規定は同年六月一日から施行する。

2 昭和五九年七月以前の月分の障害福祉年金及び老齡福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五九年六月二一日政令第二〇六号)

この政令は、昭和五九年七月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年一二月二五日政令第三五四号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第五条の二、第六条の四及び第六条の五並びに次項の規定は、昭和五九年六月一日から適用する。

1 この政令は、昭和五九年五月以前の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齡福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六〇年三月一五日政令第三三一号) 抄
 (施行期日)

この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年五月二八日政令第一五一号) 抄

この政令は、昭和六十年八月一日から施行する。

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第五条の二、第六条の四及び第六条の五並びに次項の規定は、昭和六十年六月一日から適用する。

昭和六十年七月以前の月分の障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齡福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六〇年七月一六日政令第二三二号)

この政令は、昭和六十年七月三十一日から施行する。

附 則（昭和六一年三月二八日政令第五三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。
（国民年金法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 次の各号に掲げる年度における各被用者年金保険者に係る基礎年金拠出金の額の計算については、各被用者年金保険者に係る第一条の規定による改正後の国民年金法施行令（以下「新国民年金法施行令」という。）第十二条の二第二号に定める数は、同号の規定にかかるわらず、当該各号に定める数とする。

一 昭和六十一年度 昭和六十一年三月三十一日における当該被用者年金保険者に係る被保険者のうち第三号被保険者である者の数の十二倍に相当する数

二 昭和六十二年度 昭和六十三年三月三十一日における当該被用者年金保険者に係る被保険者のうち第三号被保険者である者の数の二十四倍に相当する数から、前号に定める数を控除して得た数

三 新国民年金法施行令第十二条の二の規定の適用については、当分の間、同条第三号中「保険料納付済期間」とあるのは、「保険料納付済期間（昭和六十一年四月一日以後の期間に係るものに限る。）」とする。

第三条 新国民年金法施行令第十二条第一項の規定の適用については、昭和六十一年七月三十一日までの間ににおいては、同項中「法による給付及び旧法による給付（老齢福祉年金を除く。）」であつて、受給権者が社会保険庁長官からその支払を受けることを希望するものは、「旧法による老齢年金及び通算老齢年金並びに法による老齢基礎年金（第一条第二号イに掲げる給付を除く。）、遺族基礎年金（同号ロに掲げる給付を除く。）及び法附則第九条の三に規定する老齢年金で受給権者が社会保険庁長官からその支払を受けることを希望するもの並びに旧法による障害年金（母子年金、準母子年金、遺児年金及び寡婦年金並びに法による障害基礎年金（第一条第二号イに掲げる給付に限る。）、遺族基礎年金（同号ロに掲げる給付に限る。）、寡婦年金、死亡一時金及び特別一時金」とする。」

附 則（昭和六一年四月一八日政令第一二〇号）

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中国民年金法施行令第五条の四の改正規定、第二条中国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第五十二条の次に一条を加える改正規定（同令第五十二条の二の表第六条の四第一項の項に係る部分に限る。）及び附則第三項の規定は、昭和六十一年八月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国民年金法施行令第五条の二の規定及び第二条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第五十二条の二（同条の表第六条の四第一項の項に係る部分を除く。）の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

3 昭和六十一年七月以前の月分の障害基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則（昭和六一年一二月一二日政令第三七〇号）抄

1 この政令は、昭和六十二年二月一日から施行する。

2 改正後の国民年金法施行令第一条第二号イ若しくはロに掲げる給付又は同条第十二号に規定する老齢年金若しくは通算老齢年金を受ける権利の裁定（その請求がこの政令の施行前に行われたものに限る。）に関する事務及び当該裁定に伴う当該給付に関する証書の作成に関する事務については、なお従前の例による。

附 則（昭和六一年三月二〇日政令第五四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六一年五月二九日政令第一八三号）抄

1 この政令は、昭和六十二年八月一日から施行する。

2 1 昭和六十二年七月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則（昭和六一年六月二日政令第一八八号）

1 この政令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の国民年金法施行令第五条の二及び第二条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第五十二条の二並びに次項の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

2 昭和六十二年三月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則（昭和六一年一月二六日政令第五五号）抄

1 この政令は、昭和六十三年二月一日から施行する。

2 改正後の国民年金法施行令第一条第二号イ又はハに掲げる給付（同令第二条第三号イ又はハに掲げる給付を除く。）を受ける権利の裁定（その請求がこの政令の施行前に行われたものに限る。）に関する事務及び当該裁定に伴う当該給付に関する証書の作成に関する事務については、なお従前の例による。

附 則（昭和六三年五月二四日政令第一五九号）

1 この政令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の国民年金法施行令第五条の二、第二条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第五十二条の二及び次項の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

2 昭和六十三年三月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則（昭和六三年五月三一日政令第一七二号）

1 この政令は、昭和六十三年八月一日から施行する。

2 昭和六十三年七月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則（昭和六三年八月二六日政令第二五四号）
この政令は、昭和六十三年十月一日から施行する。

附 則（平成元年五月三一日政令第一六二号）抄
(施行期日等)

この政令は、平成元年八月一日から施行する。

附 則（平成元年一二月二二日政令第三三六号）抄

この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、なお従前の例による。

第一 条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、なお従前の例による。

一 及び二 略

三 第一条中国民年金法施行令第四条を削り、第三条の二を第四条とする改正規定及び同令第四条の二の改正規定 平成三年四月一日

2 次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
1 第一条の規定による改正後の国民年金法施行令第五条の二の規定、第四条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（以下「改正後の経過措置政令」という）。第四十六条第二項、第五十条から第五十二条まで、第五十六条第三項、第五十八条第三項、第七十二条、第七十三条、第七十五条、第八十八条第四項、第九十三条、第九十四条、第一百条第三項、第一百二条第三項、第一百八条、第一百九条、第一百六十六条及び第一百十七条の規定、第五条の規定による改正後の母子及び寡婦福祉法施行令第六条の規定並びに第六条の規定並びに附則第六条から第九条までの規定 平成元年四月一日

附 則（平成二年五月三〇日政令第一二二号）抄

この政令は、平成二年八月一日から施行する。ただし、第一条中国民年金法施行令第六条の六の改正規定並びに第三条及び附則第三項の規定は、同年六月一日から施行する。

2 平成二年七月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則（平成二年六月一五日政令第一六四号）

1 この政令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第五十二条及び次項の規定は、平成二年四月一日から適用する。

2 平成二年三月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齡福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則（平成三年四月一日政令第一〇二号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年五月一五日政令第一六一号）

1 この政令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第五十二条及び次項の規定は、平成三年四月一日から適用する。

2 平成三年三月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齡福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則（平成三年六月七日政令第二〇〇号）抄

この政令は、平成三年八月一日から施行する。

附 則（平成四年四月一〇日政令第一三三号）

1 この政令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第五十二条及び次項の規定は、平成四年四月一日から適用する。

2 平成四年三月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齡福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則（平成四年六月一二日政令第一九五号）抄

この政令は、平成四年八月一日から施行する。

附 則（平成五年四月一日政令第一四二号）

1 この政令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第五十二条及び次項の規定は、平成五年四月一日から適用する。

2 平成五年三月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齡福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則（平成五年六月一六日政令第一九二号）抄

この政令は、平成五年八月一日から施行する。ただし、第一条中国民年金法施行令第六条の二第一項の改正規定、第二条中国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第五十二条の表第六条の二第一項の改正規定、第三条中児童扶養手当法施行令第四条第一項の改正規定、第四条中特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第五条第一項及び第十二条第四項の改正規定並びに附則第四項から第九項までの規定は、平成六年四月一日から施行する。

2 平成五年七月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齡福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

4 平成六年七月以前の月分の障害基礎年金の支給の停止について第一条の規定による改正後の国民年金法施行令第六条の二第一項の規定が適用される場合においては、同項中「総所得金額」とあ
る者は、「総所得金額（地方税法の一部を改正する法律（平成四年法律第五号）による改正前の地方税法附則第三十三条の二の規定の適用を受ける者については、その者が当該規定の適用を受ける
者でないものとして算定した同法第三十二条第一項に規定する総所得金額）」とする。

5 平成六年七月以前の月分の遺族基礎年金の支給の停止に係る国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第四十六条第七項の規定の適用について第一条の規定による
改正後の国民年金法施行令第六条の二に定めるところにより額を算定する場合には、同条第一項中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額（地方税法の一部を改正する法律（平成四年法律
第五号）による改正前の地方税法附則第三十三条の二の規定の適用を受ける者については、その者が当該規定の適用を受ける者でないものとして算定した同法第三十二条第一項に規定する総所得
金額）」とする。

附 則（平成六年六月二十四日政令第一七八号）

1 この政令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の国民年金法施行令第五条の二、第二条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する
政令第五十二条及び次項の規定は、平成六年四月一日から適用する。

2 平成六年三月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則（平成六年七月一五日政令第二三五号）抄

1 この政令は、平成六年八月一日から施行する。

2 平成六年七月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則（平成七年三月一三日政令第七二号）抄

（施行期日等）

第一条 この政令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成七年三月二九日政令第一二三号）

1 この政令は、平成七年四月一日から施行する。

2 平成七年三月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齡福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則（平成七年六月三〇日政令第二七六号）抄

1 この政令は、平成七年八月一日から施行する。

2 平成七年七月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齡福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則（平成八年五月一一日政令第一四一号）

（施行期日等）

1 この政令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の国民年金法施行令第五条の二、第二条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する
政令第五十二条及び次項の規定は、平成八年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 平成八年三月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齡福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則（平成八年七月二十四日政令第二二六号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成八年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成八年七月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齡福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則（平成九年四月一日政令第一四八号）

（施行期日等）

1 この政令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の国民年金法施行令第五条の二、第二条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する
政令第五十二条及び次項の規定は、平成九年四月一日から適用する。

2 平成九年三月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齡福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則 (平成九年七月一日政令第二二九号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、平成九年八月一日から施行する。

(経過措置)
2 平成九年七月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則 (平成九年一二月一〇日政令第三五五号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十年一月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年四月九日政令第一四九号)

(施行期日等)

1 この政令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の国民年金法施行令第五条の二、第二条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第五十二条及び次項の規定は、平成十年四月一日から適用する。

(経過措置)
2 平成十年三月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年七月一七日政令第二五五号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成十年八月一日から施行する。

(経過措置)
2 平成十年七月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年三月二五日政令第五五号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十一年三月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年五月二八日政令第一六二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成十一年六月一日から施行する。ただし、第一条から第三条まで及び第七条並びに次項及び附則第四項の規定は、平成十一年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十一年七月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年一二月八日政令第三九三号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二九日政令第一一三号)

(施行期日)
1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)
2 平成十二年三月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年三月三一日政令第一七九号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇九号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一二年六月九日政令第三三五号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

(支給の繰下げの際に加算する額及び支給の繰上げの際に減ずる額に関する経過措置)
第二条 昭和十六年四月一日以前に生まれた者に対し支給する老齢基礎年金、付加年金及び国民年金法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金の額に係る同法第二十八条第四項（同法第四十六条第一項及び同法附則第九条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定により加算する額及び同法附則第九条の二第四項（同法第六項及び同法附則第九条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定により減ずる額については、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年六月三〇日政令第三七〇号) 抄

1 (施行期日)
 この政令は、平成十二年八月一日から施行する。

2 (経過措置)
 平成十二年七月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年一月一〇日政令第四七〇号)

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年一月三一日政令第一八号)

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年七月四日政令第二三四号) 抄

1 (施行期日)
 この政令は、平成十三年八月一日から施行する。

2 (経過措置)
 平成十三年七月以前の月分の障害基礎年金、遺族基礎年金及び老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

附 則 (平成一三年七月一一日政令第二四〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一三年一〇月一七日政令第三三二号) 抄

1 (施行期日)
 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

2 (経過措置)
 (学生等に係る国民年金の保険料の免除に関する経過措置)

第二条 平成十四年三月分の国民年金の保険料の免除に係る第一条の規定による改正後の国民年金法施行令第六条の六の規定による所得の額の計算については、なお従前の例による。

附 則 (平成一三年一月三〇日政令第三七九号) 抄

1 (施行期日)
 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年三月一三日政令第四三号) 抄

1 (施行期日)
 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年三月三一日政令第一一八号)

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年五月一四日政令第一八二号) 抄

1 (施行期日)
 この政令は、平成十四年六月一日から施行する。ただし、第一条から第三条まで及び第七条並びに次項及び附則第三項の規定は、平成十四年八月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月一八日政令第三八五号) 抄

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一月二九日政令第一七号) 抄

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一月二九日政令第一七号) 抄

<p>(施行期日) 第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一六年九月二九日政令第二九七号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。</p>
<p>(所得の額の計算に関する経過措置) 第二条 第一条の規定による改正後の国民年金法施行令第六条の二第一項、第六条の十一及び第六条の十二第二項並びに第三条の規定による改正後の昭和六十一年経過措置政令第五十二条第一項の表第六条の二第一項の項の規定は、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第三十六条の三第一項、第九十条第一項第一号、第三号及び第四号、第九十条の二第一項第一号並びに第九十条の三第一項第一号並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)以下「昭和六十年改正法」という。附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法(以下「旧国民年金法」という)第七十九条の二第五項の規定により準用するものとされた旧国民年金法第六十六条第一項及び第二項に規定する平成十六年以後の所得の額の算定について適用する。</p>
<p>2 第一条の規定による改正後の国民年金法施行令第六条の二第二項第二号及び第六条の十二第二項第二号並びに第三条の規定による改正後の昭和六十一年経過措置政令第五十二条第一項の表第六条の二第二項第一号の項の規定は、国民年金法第三十六条の三第一項、第九十条の二第一項第一号並びに昭和六十年改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九条の二第五項の規定により準用するものとされた旧国民年金法第六十六条第一項及び第二項に規定する平成十七年以後の所得の額の算定について適用し、平成十六年以前の当該所得の額の算定については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則 (平成一七年三月二十五日政令第七五号) この政令は、平成十七年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一七年六月二九日政令第二二六号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成十七年七月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一七年一一月一六日政令第三四一号) この政令は、平成十八年七月一日から施行する。</p>
<p>1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一八年三月三〇日政令第九五号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一八年三月二九日政令第七三号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める負担金、補助金又は交付金から適用する。ただし、第五条の規定は、平成十八年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一八年三月三〇日政令第九五号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一八年三月三一日政令第一二二号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>四 1から三まで 略 第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>四 第一条中地方税法施行令第七条の九の改正規定、同令第七条の九の二を同令第七条の九の三とし、同令第七条の九の次に一条を加える改正規定、同令第七条の十一及び第七条の十三の三の改正規定、同令第七条の十六の二を削る改正規定、同令第七条の十七、第七条の十八、第八条の三、第九条の十四、第九条の十五第一項、第九条の十八、第九条の十九第一項、第九条の二十二、第九条の二十三第一項、第三十八条第一号及び第四十六条の一から第四十六条の三までの改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同令第四十八条の三の三とし、同令第四十八条の五の二及び第四十八条の六の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同令第四十八条の七第一項の改正規定(「第三百十四条の二第一項第五号の三に規定する事由の範囲」を「第三百十四条の二第一項第五号の三に規定する政令で定める保険料又は掛金」に改める部分及び「第七条の十五の七第一号」を「第七条の十五の七」に改め、「同条第二号中「法第三十四条第八項第二号」と「を削る部分を除く。」並びに同令第四十八条の八、第四十八条の九及び第四十八条の九の三から第四十八条の九の六までの改正規定並びに同令附則第四条から第四条の四までの改正規定、同令附則第五条の次に二条を加える改正規定、同令附則第五条の二第三項の改正規定(「第四十二条の四第十一項」を「第四十二条の四第十項」に改める部分を除く)、同条を同令附則第五条の四とする改正規定、同令附則第五条の二の二の表第四十八条の十の項、第四十八条の十一の二第一項の項、第四十八条の十一の六第一項の項、第四十八条の十一の九第一項の項及び第四十八条の十一の十二第二項の項の改正規定、</p>

同条を同令附則第五条の五とする改正規定、同令附則第六条の二を削り、同令附則第六条の二の二を同令附則第六条の二とする改正規定、同令附則第十六条の三及び第十七条の改正規定、同令附則第十六条の二の二とする改正規定、同令附則第十六条の三及び第十七条の三の改正規定、同令附則第十八条の二の二の改正規定（同条第三項の改正規定）（同条第三項各号）を「同条第三項」に改める部分に限る。」を除く。）、同令附則第十八条の三の改正規定（同条第三項の改正規定）（同条第三項各号）を「同条第三項」に改める部分に限る。」を除く。）、同令附則第十八条の四から第十八条の六までの改正規定、同令附則第十八条の六の二を削る改正規定、同令附則第十八条の七、第十八条の七の二及び第十九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同令附則第二十条及び第二十二条の改正規定並びに同令附則第二十条及び第二十二条の改正規定並びに附則第二条第三項から第五項まで及び第八項から第十項まで、第十条から第十二条まで、第十四条並びに第十六条の規定 平成十九年四月一日

附 則 (平成一八年三月三一日政令第一三四号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日政令第一四一号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年九月二六日政令第三二一号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則 (平成一八年一二月八日政令第三七五号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月二二日政令第五五号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日政令第一〇〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三一日政令第一一九号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二三五号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一〇月一一日政令第三二〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三一日政令第三二六号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年一一月九日政令第三三三号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。

附 則（平成一九年一二月一九日政令第三八一号）

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年三月三一日政令第一一八号）抄

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年三月三一日政令第九三号）抄

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年一二月一四日政令第二九六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則（平成二二年三月三一日政令第五七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。

附 則（平成二二年三月三一日政令第三二〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十二年六月一日から施行する。

附 則（平成二二年四月一日政令第一一〇八号）

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年九月八日政令第一一九四号）

（施行期日）

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年三月三一日政令第八一号）抄

（施行期日等）

第一条 この政令は、平成二十三年五月一日から施行する。

附 則（平成二三年五月二七日政令第一五一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十三年六月一日から施行する。

附 則（平成二三年八月一〇日政令第二五五号）

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年一二月一八日政令第四三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第八条の規定 平成二十四年七月一日

二 第二条、第四条、第五条及び第九条から第十二条までの規定並びに附則第三条及び第五条から第十一条までの規定 平成二十四年八月一日

（国民年金法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第七条 第九条の規定による改正後の国民年金法施行令第五条の四第一項の規定は、平成二十三年以後の年の所得による障害基礎年金の支給の停止について適用し、平成二十二年以前の年の所得による支給の停止については、なお従前の例による。

附 則（平成二四年三月一八日政令第六一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年三月二五日政令第七九号）

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年六月一八日政令第二一〇号）

（施行期日）

第一条 この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月一日）から施行する。ただし、次項の規定は、平成二十七年二月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 国民年金法附則第九条の四の三第一項の規定により同項に規定する特定保険料の納付の承認を受けようとする国民年金の被保険者又は被保険者であった者は、平成二十七年四月一日前においても、第一条の規定による改正後の国民年金法施行令第十四条の十の規定の例により、特定保険料納付申込書の提出を行うことができる。この場合において、当該申込書の提出は、同日において、同条の規定によりされたものとみなす。
- 附 則** (平成二五年七月三一日政令第二二六号) 抄
- (施行期日) **附 則** (平成二五年七月三一日政令第二二七号) 抄
- 1 この政令は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年八月一日）から施行する。
- (施行期日) **附 則** (平成二六年一月一六日政令第九号) 抄
- 1 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。
- (施行期日) **附 則** (平成二六年三月三一日政令第一一二号) 抄
- 第一条** この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成二六年五月一日政令第一七七号)
- この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十一月一日）から施行する。
- (施行期日) **附 則** (平成二六年九月二五日政令第三一三号) 抄
- 1 この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、第三条、第六条から第十条まで、第十四条及び第十六条の規定は、同年十二月一日から施行する。
- 附 則 (平成二六年一二月二四日政令第四一四号)
- この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成二七年三月二五日政令第八六号) 抄
- (施行期日) **附 則** (平成二十七年四月一日政令第二五四号)
- この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成二七年六月二四日政令第二五四号)
- この政令は、平成二十七年七月一日から施行する。
- 附 則** (平成二七年七月一日政令第二八六号)
- この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二十七年十月五日）から施行する。
- (施行期日) **附 則** (平成二七年七月三一日政令第三四二号) 抄
- この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。
- (施行期日) **附 則** (平成二七年七月三一日政令第三四二号) 抄
- この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。
- (国民年金法施行令の一部改正に伴う経過措置)
- 第一条** 第二条の規定による改正後の国民年金法施行令第四条の三の規定は、施行日以後に生じた事由に基づいて行う国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）による給付を受ける権利の裁定又は給付の額の改定について適用し、施行日前に生じた事由に基づいて行う同法による給付を受ける権利の裁定又は給付の額の改定については、なお従前の例による。
- 附 則** (平成二七年一一月二六日政令第三九二号) 抄
- (施行期日) **第一条** この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。
- (経過措置の原則)
- 第一条** 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。
- 附 則** (平成二七年一一月四日政令第四〇六号)
- この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。
- 附 則** (平成二八年三月二日政令第五三号)

附 則 (平成三十一年三月二十九日政令第一二〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

第一条 附 則 (平成三十一年四月五日政令第一四六号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十年改正法の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

第一条 附 則 (令和二年三月三一日政令第一〇一号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

第一条 附 則 (令和二年四月一日から施行する。)
(施行期日)

第一条 附 則 (令和二年八月五日政令第一三三号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、令和二年八月七日から施行する。

第一条 附 則 (令和二年一〇月三〇日政令第三一八号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、令和三年三月一日から施行する。

第一条 附 則 (令和二年一一月一二三日政令第三六九号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、令和三年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この政令は、令和三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第一条 第一条中国民年金法施行令第六条の二第二項第二号及び第六条の十二第二項第二号の改正規定、第四条中特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令第四条第一項第二号の改正規定、第五条中年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第十条第二項第二号の改正規定、第七条中国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第五十二条第一項の改正規定並びに次条の規定 令和三年一月一日
(経過措置)

第一条 第一条の規定による改正後の国民年金法施行令第六条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年十月以後の期間に係る国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十条の四の規定による障害基礎年金の支給停止について適用する。
2 第一条の規定による改正後の国民年金法施行令第六条の十一第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年における国民年金法第九十条第一項第一号の厚生労働省令で定める月の翌月以後の期間に係る同法第八十七条第一項に規定する保険料及び同年における国民年金法施行令第十一条の十第三号の厚生労働省令で定める月の翌月以後の期間に係る同法第百九条の五第一項に規定する滞納処分等その他の処分について適用する。

第一条 附 則 (令和三年三月三一日政令第九九号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、令和三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第一条中国民年金法施行令第六条の七及び第六条の八から第六条の九の二までの改正規定並びに次条第二項の規定 令和三年四月一日
(国民年金法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第一条 第一条の規定による改正後の国民年金法施行令（以下「新国民年金法施行令」という。）第五条の四の規定は、令和三年十月以後の月分の国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金について適用する。
2 新国民年金法施行令第六条の七及び第六条の八から第六条の九の二までの規定は、令和三年における国民年金法第九十条第一項第一号の厚生労働省令で定める月の翌月以後の月分の同法第八十七条第一項に規定する保険料について適用する。

第一条 附 則 (令和三年三月三一日政令第一〇〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

第一条 附 則 (令和三年八月六日政令第一二一九号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 附 則 (令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。)
(施行期日)

三 第二条及び第四条の規定、第六条の規定（厚生年金保険法施行令第三条の五の二第一項及び第三条の十三の二の改正規定に限る。）、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十五条、第二十七条及び第三十一条の規定、第三十三条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第三十五条及び第四十二条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十四条、第十六条及び第十八条の規定（老齢基礎年金の支給の繰下げの際に加算する額等に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の国民年金法施行令第四条の五第一項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）の前において、七十歳に達していない者（六十五歳に達した日後に老齢基礎年金の受給権を取得した場合は、当該受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者）について適用する。

2 第一条の規定による改正後の国民年金法施行令第十二条第一項及び第十二条の四の規定は、施行日の前日において、六十歳に達していない者について適用する。

附 則（令和三年一〇月二九日政令第三〇三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和四年一月一日から施行する。

（障害基礎年金の支給及び額の改定に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の国民年金法施行令（以下「新国年令」という。）別表の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月以後の月分の障害基礎年金の支給について適用し、施行日の属する月以前の月分の障害基礎年金の支給については、なお従前の例による。

2 施行日前に受給権が発生した障害基礎年金の受給権者（その障害の程度が第一条の規定による改正前の国民年金法施行令（以下「旧国年令」という。）別表に定める一級の障害の状態に該当する者に限る。）であって、この政令の施行によりその障害の程度が新国年令別表に定める一級の障害の状態に該当することとなつたものは、厚生労働大臣に対し、当該障害基礎年金の額の改定を請求することができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による請求があつたときは、障害基礎年金の額を改定することができる。

（障害厚生年金等の支給及び額の改定等に関する経過措置）

第三条 新国年令別表及び第二条の規定による改正後の厚生年金保険法施行令（次項及び第六項において「新厚年令」という。）別表第一の規定は、施行日の属する月の翌月以後の月分の障害厚生年金等（障害厚生年金その他の厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する障害の程度に応じて支給される年金たる給付をいう。以下この条において同じ。）の支給について適用し、施行日の属する月以前の月分の障害厚生年金等の支給については、なお従前の例による。

3 施行日前に受給権が発生した障害厚生年金等の受給権者（その障害の程度が旧国年令別表に定める二級の障害の状態に該当する者に限る。）であって、この政令の施行によりその障害の程度が新国年令別表に定める一級の障害の状態に該当することとなつたもの又は施行日前に受給権が発生した障害厚生年金等の受給権者（その障害の程度が第二条の規定による改正前の厚生年金保険法施行令別表第一に定める障害の状態に該当する者に限る。）であつて、この政令の施行によりその障害の程度が新国年令別表に定める二級の障害の状態に該当することとなつたものは、障害厚生年金等の給付に係る制度の管掌機関に対し、当該障害厚生年金等の給付に係る制度の管掌機関は、前項の規定による請求があつたときは、障害厚生年金等の額を改定することができる。

4 障害厚生年金等の給付に係る制度の管掌機関は、前項の規定による請求があつたときは、障害厚生年金等の額を改定することができる。

5 第三項の規定は、六十五歳以上の者であつて、かつ、障害厚生年金等の受給権者（当該障害厚生年金等と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有しない者に限る。）については、適用しない。

（特別障害給付金の額の改定に関する経過措置）

第七条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号。次項において「特別障害給付金法」という。）の規定による特別障害給付金の支給を受けている者（旧国年令別表に定める二級の障害の状態に該当する者に限る。）につき、この政令の施行によりその障害の程度が新国年令別表に定める一級の障害の状態に該当することとなつた場合における特別障害給付金の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。

2 特別障害給付金法第七条第二項の規定は、前項の改定について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「国民年金法施行令等の一部を改正する政令附則第七条第一項」と読み替えるものとする。

（障害年金生活者支援給付金の額の改定に関する経過措置）

第八条 特定障害者に対する障害年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第二百二号。）の規定による障害年金生活者支援給付金の支給を受けている者（旧国年令別表に定める二級の障害の状態に該当する者に限る。）につき、この政令の施行によりその障害の程度が新国年令別表に定める一級の障害の状態に該当することとなつたことにより障害基礎年金の額が改定された場合における障害年金生活者支援給付金の額の改定は、当該障害基礎年金の額が改定された日の属する月の翌月から行う。

附 則（令和四年三月二十五日政令第一一五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（この政令は、令和六年一月一日から施行する。）

附 則（令和四年六月一四日政令第一二三五号）抄

第一条 この政令は、令和六年六月二十八日から施行する。

（この政令は、令和六年一月一日から施行する。）

附 則（令和五年三月二三日政令第七二号）抄

二級	一	二 三 四 五 六 七 八 九 一〇	一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇	一級
				障害の程度
				障害の状態
				次に掲げる視覚障害
				イ 両眼の視力がそれぞれ○・○三以下のもの
				ロ 一眼の視力が○・○四、他眼の視力が手動弁以下のもの
				ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつI／二視標による両眼中心視野角度が二八度以下のもの
				ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの
				両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上のもの
				両上肢の機能に著しい障害を有するもの
				両上肢の全ての指を欠くもの
				両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
				両下肢の機能に著しい障害を有するもの
				両下肢を足関節以上で欠くもの
				体幹の機能に座つていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
				前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
				精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
				身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
				次に掲げる視覚障害
				イ 両眼の視力がそれぞれ○・○七以下のもの
				ロ 一眼の視力が○・○八、他眼の視力が手動弁以下のもの
				ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつI／二視標による両眼中心視野角度が五六度以下のもの
				ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの
				両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの

